

総務常任委員会
予算常任委員会総務分科会

(令和2年3月5日)

○ 荻須智之委員長

おはようございます。

議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第7目 財産管理費

第23目 諸費

第2項 徴税費

第11款 公債費

第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

○ 荻須智之委員長

昨日に引き続きまして財政経営部所管で、議案第125号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）財政経営部所管部分のうち、歳出補正部分繰越明許費の補正部分についてを議題といたします。

本件は追加上程議案でありますので、資料の説明を求めます。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

おはようございます。

昨日に引き続きましての議案審査、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私のほうから、補正予算の総務管理費、財産管理費につきまして説明のほうをさせていただきます。

タブレットのほうですが、10の2月定例月議会、04総務常任委員会221の補正予算資料、財政経営部のほうをよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

こちらのほう、資料のところに、3ページのところに令和元年度の歳出の補正予算についてという形で資料のほうを作らせていただいております。

一番上からでございますが、市庁舎等管理運営費、市庁舎等整備事業費及びLED化推進事業費につきまして、市庁舎等の電気使用料が見込みより減少したこと、それから工事の入札差金、これが生じたことによりまして、不用が見込まれる事業費の減額補正を行うものでございます。

以上でございます。

○ 川口財政課長

財政課の川口でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、第23目諸費の都市基盤・公共施設等整備基金積立金でございます。

事業費の精算による減額や市有地売払収入の増額によりまして生じた収支差の財源3億8000万円余りにつきまして、近い将来に予定します大規模投資事業等を計画的に進めるため、都市基盤・公共施設等整備基金へ積み立てを行うものです。

もう一つ、一つ飛んでいただきまして、公債費でございます。

減額の主な理由といたしましては、金利見直し方式で借り入れております臨時財政対策債につきましては、借入期間20年のうち、10年目で利率を金利情勢に合わせて見直すということとされております。今年度は、平成20年度に借り入れた分が見直しの対象でございます。その見直しの結果、利率が1.4%から0.01%に変更となりましたので、年度の償還額が減少したものでございます。

私からは以上でございます。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

おはようございます。市民税課の川森でございます。

私のほうからは、同じ3ページの下から二つ目、四日市市ふるさと応援寄附金「感謝の気持ち」贈呈経費ということについてご説明させていただきます。

資料のほうは4ページを見ていただきたいと思います。その前に、この経費につきましては、寄附額が増加すれば増加するほどお礼の品の経費等がかかるというものでございまして、本来、歳入と歳出は別々にご説明させていただくところではございますが、これに限って、歳入歳出合わせてできればご説明をさせていただきたいというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、4ページをお願いいたします。

昨年12月17日に、「ガイアの夜明け」というテレビ番組、皆さんご存じでしょうか。ここで、本市のふるさと応援寄附金の返礼金の一つでございますベストポットというもの、これが紹介されました。例年12月というのは、ふるさと応援寄附金の受け入れが最も多くなるという、この時期ではございますけれども、これに加えて、今年度はこのテレビ放映による反響が非常に大きくて、それ以降の寄附金の受け入れが大幅に増加したということでございます。

資料の真ん中に、平成29年度から令和元年度まで、3年分の寄附金及び贈呈経費の推移を載せてございます。また、一番下には、今回お願いをいたします補正額、歳入と歳出をそれぞれ記載しております。

歳入補正を1900万円お願いしまして、補正後予算を6000万円に、そして、これに伴います返礼品の歳出補正を570万円お願いいたしまして、補正後予算を1800万円にさせていただきたく提案をさせていただくものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

私からは、第2条の繰越明許費の補正につきまして説明のほうをさせていただきます。

資料のほう、別の資料で申しわけないんですが、タブレットのほうでいきますと124でございますが、124の令和元年度の2月補正予算の概要のほうをお願いします。124でございます。申しわけございません。

こちらのほうの資料の9ページのほうに、令和元年度の繰越明許費一覧表のほうを資料として記載のほうをさせていただいておりますが、一番上のところです。市庁舎等整備事業費（アセットマネジメント）ということで9117万円の繰越額というふうに記載のほうをさせていただいております。

これにつきましては、総合会館の空調設備更新工事、それから市庁舎のファンコイルの更新工事、これにつきまして債務負担行為を設定しまして、初年度、令和元年度で一括前金として前金払いを行う予定で予算措置をしておりましたが、受注者から前金払いの請求がなかったということで繰り越すものでございます。

以上でございます。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑等がありましたら、挙手にてご発言願います。

○ 樋口博己委員

先ほどの芝田課長からのアセットマネジメントで、これは前金払いの請求がなかったというのは、通常は前金なんですよね。でも、なかったというのは何か理由があったんですか。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

通常、前金払いですけれども、今回、私ども以外にも、資料の12ページのほうにもありますように、競輪場のアセットマネジメントの事業のほうでも前金払いの請求がなかったというのがございます。

そもそも前金払いですが、出来高予定額の40%を支払うという仕組みのものなんです、当然入札の公告を行う段階で前金払いというのをアナウンスして予算措置させていただくわけですが、実際に業者のほうにも、前金払いの請求をするかどうかという確認のほうを工事発注でさせていただいているところですが、結果的には請求がなかったと。

この要因として、その理由は私どものほうでは聞かせていただいております。恐らくですが、前金払いを支出する場合に、建設業保証株式会社、これの前払金保証というのが必要になってまいります。

これは本当に基本的なことで申しわけないんですが、この前払い金保証につきましては、受注者が請け負った工事、これがみずからの都合によって施工しないと、そういう場合に、発注者が請負契約を解除した場合に、発注者、市がこうむる前払い金にかかる損害金、これを受注者に対して保証会社が支払うと、そういう仕組みになっておるところでございます。

この前払い金保証でございますが、受注者のほうがそういった手続をして、保証会社のほうに一定の保証料を支払う必要がございます。今回の場合、例えば総合会館の工事でしたら、試算すると17万円ぐらいの保証料、それから、市庁舎のファンコイルの工事の関係

ですと12万円ぐらいの保証料が必要になってくるということで、受注者の判断として、ある程度運転資金があるのであれば、そういったあえて前払い金の手続をせずに、前払い金の保証料を支払うということも避けられますので、そういった判断があったのではないかというふうには推察しておるところでございます。

○ 樋口博己委員

これは最近、ここ数年の傾向でしょうかね。今、事業者が恐らく潤沢な資金があるんだろうという話でしたけど、業績が好調な、ここ数年という理解でいいんですか。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

実際、単年度の工事の場合でも、以前から前払い金の請求をしないという事例は多々ございました。ただ、なかなか債務負担の工事で繰り越しという事例というのが、債務負担で工事をする前払い金というのがそんなに事例もなかったのも、今まではそんなに目につくということがなかったのかなというふうに思っています。単年度の工事でも前払い金の請求をしないという事例は以前から多々ございます。

○ 萩須智之委員長

ほかに。

○ 竹野兼主委員

今、芝田さんが言われる保証協会に払う金もったいないという話じゃないかなと言われるんやけど、実際にその事業を、前払い金をもらって履行せずになくなったみたいな事業というのも今までにないわけじゃないじゃないですか。そういう場合に、例えば保証金、保証協会のところに前払い金を払えば、保証料を取ることでお金は返ってくるとかというのはあるの。そういうのはもう会社そのものが逃げて、要するに夜逃げみたいな状況で企業がなくなってしまうから、その部分のところに保証料は当然払っていなかった。払えば、やらなかった場合には、保証金としてかかった前払い金を保証してもらえますよね。そういう安全性という意味合いでは必要なかなと思って聞いておったんやけど、そういうところについて、その辺のところってちょっとどうなのかなと思って聞いておったんですけど。

○ 萩須智之委員長

今回は前払い金を支払っていませんけど。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

そもそも前払い金の安全性、担保する意味で、委員のほうから、前払い金を必須事項としてすべきでないかという、そういう趣旨でご発言かと思います。

当然のごとく、行政の支払いというのは後払いが原則でございまして、履行の内容を確認して支払うというのが後払いの原則でございしますが、例外的に地方自治法の施行令と会計規則によりまして、前払い金概算払いをできるという科目のほうが定められておるところでございします。

そういった中で、当然、例外的に認める前払い金のほうを必須にすべきじゃないかということでございしますけれども、確かに前払い金、発注者からの安全性を担保されるということはございしますけれども、なかなかそれを、全部強制的に前払い金を必須にするというところまでは、その辺のところは受注者の選択にもある程度裁量のほうをいただいておりますというのが現状でございします。

○ 竹野兼主委員

ごめんなさい。自分の思いの中に、前払い金を払って逃げていったみたいなの、実際のことがあったもんで、前払い金に対してとっておったんやけど、今言われて、後払い金が基本なんやと言われれば、そこの基本をしっかりと、前払い金をしなくてもいいような企業が手を挙げてもらえればいいだけの話でと思ったので、了解しました。

入札の部分のところ、そういうきちとした財務、いろんな部分のところ、大きなところなり、しっかりしたところに入札してもらえるというのが基本なので、そういう意味合いでは、今の部分のところについては、こういうこともあるんやなということで対応してもらおうということで了解しましたので。

○ 萩須智之委員長

中小の企業にとっては、仕掛かり時なんか前払い金があったほうが工事は受けやすいという配慮があるというふうに解釈してもいいですか。

○ 芝田財政経営部参事兼管財課長

そうです。

○ 萩須智之委員長

ゼネコンでしたら要らないですからね。

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

なければ質疑を終了させていただきますが、よろしいですか。いいですか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 萩須智之委員長

討論なしとのお声をいただきましたので、これより分科会としての採決を行います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

なお、全体会へ送るか否か採決の後にお諮りします。よろしいですか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第125号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第7目財産管理費、第23目諸費、第2項徴税費、第11款公債費、第2条繰越明許費の補正（関係部分）については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

続きまして、全体会へ送るべきとする事項の確認を行いますが、いかがでしょうか。

（なし）

○ 荻須智之委員長

なしのお声をいただきましたので、全体会送りはなしとさせていただきます。

〔以上の経過により、議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第7目財産管理費、第23目諸費、第2項徴税費、第11款公債費、第2条繰越明許費の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

議案第132号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第23目 諸費

○ 荻須智之委員長

続きまして、議案第132号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、財政経営

部所管部分のうち、歳出補正部分についてを議題といたします。

本件は追加上程議案でありますので、資料の説明を求めます。

○ 川口財政課長

続きまして、令和2年度の補正のほうをお願いいたします。

資料につきましては一つ戻っていただいて、127番の2月27日追加配付、令和2年度当初予算の補正予算（第1号）案の概要をお願いいたします。

まず、2ページをごらんいただきたいと思います。

下段の歳出のうち、一番上の款2総務費、都市基盤・公共施設等整備基金積立金でございます。こちらは、今回の補正に伴います収支差1億3697万2000円でございますが、こちらを積み立てまして、今後の大規模投資の財源にしようとするものでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

ちょうど中段に補正後の基金の残高につきまして表とさせていただきます。令和2年度一番最後を見ていただきますと、88億7178万5000円の残高となる見込みでございます。

説明につきましては以上でございます。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑等がありましたら、挙手にてご発言願います。

よろしいですか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

特段ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 荻須智之委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

では、原則どおり採決を行います。反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第132号令和2年度四日市市一般会計補正予算(第1号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第23目諸費については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

続いて、全体会へ送るべきとする事項の確認を行います。いかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

なしのお声をいただきましたので、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第132号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第23目諸費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第100号 四日市市分担金徴収条例の一部改正について

○ 萩須智之委員長

次に、総務常任委員会として、議案第100号四日市市分担金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求はありませんでしたので、質疑より行います。

質疑がございましたら、挙手にてご発言願います。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

議案書P27となっておりますが、これ、タブレットのほうでの資料の場所をお教えいただけますでしょうか。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

104提出議案参考資料ですか。40ページ物ですね。これの13ページです。印刷のページ数も同じで、四日市市分担金徴収条例の一部改正についてです。

質疑より入らせていただきます。

○ 樋口博己委員

これは、行政が100%直接の事業じゃなくて、三重県と事業者から一旦お金を、分担金を受けるための仕組みをつくるという条例だと思うんですけど、これはほかにもこういった仕組みになっているような事業ってあるんですか。

○ 川口財政課長

こういった事業スキームというのはちょっとほかにはないですね。ほかに分担金条例がございますのは、農林関係のハード事業でございまして、通常の公共事業、道路ですとか橋梁ですとかにおきましては受益者が特定されないということで分担金は設定されていないんですけれども、農業関係につきましては受益者が特定できるということで、数%というふうな形で、率はいろいろございますが、受益者負担というのが決めさせていただいておるといってございます。

四日市市は、その分以外では分担金条例というのは定めてございませんでして、今回、このような形でスキームが出てまいったということで、直接、個人ではございませんが、相手はライフラインの事業者ということになります。分担金を受けるといって条例のほうを上げさせていただくということにさせていただきます。

○ 樋口博己委員

お聞きしていいのかどうかあれなんですけど、今、農業関係と言われましたけど、以前に台風とか大雨で河川から農地に水を流す井堰が台風なんかで壊れて、それを受益を受ける地域の方が何%か負担するということがあったと思うんですけど、そのことがこれという、こういうような負担金のシステムということでもいいんですか。

○ 川口財政課長

そうです。形的には農業関係の整備事業でございまして、井堰ですとか農道とかも含めてですけれども、そういったものについての分担金があるということです。

○ 竹野兼主委員

要するに、この条例をつくることで分担金を受けられる条例ですけど、これにあわせて市が何かかわってくるというか、費用面を出すとか、そういうような部分のところにつながる、この条例においてどんな影響があるのかというイメージが余り湧かないもので、どんなような形になるのか教えてもらえますか。

○ 川口財政課長

事業のスキームということでよろしいかと思いますが、基本的には事業費全体を、2分の1はこのライフラインの事業者、四日市ですと中部電力さんということになりますが、そちらが2分の1事業費は持ちますと。残り2分の1を県と市が4分の1ずつ持ちまして、全体の事業費を捻出するということになります。事業自体は市が実施することになります。ですので、今回、分担金条例を制定させていただいて、事業者から事業費の2分の1に相当する分をいただくと。県からは通常の補助という形で4分の1入ってきて、残りを市のほうが財源を持ってということになりますが、そういう形で事業のほうを実施することになります。

○ 竹野兼主委員

きのう、森川委員のほうで、事業の部分のところでは、千葉の台風の部分で、電線、どこが切れたかわからんとかというところで事業が必要やという意味合いで起こっているわけですね。市内の部分のところでは、そういうライフライン、電線の部分のところなんかという伐採事業、必要なんじゃないのといって、市有林の部分のところではいろいろと質疑されておったんやけど、要するに、こういうことが起こらんように市として事前に山林の伐採事業とかそういう、当然、今の話でいけば、ライフラインというか、電柱があるようなところの部分の区域を実際に事前に伐採する事業を行うという意味合いにつながるということなんやね。

○ 川口財政課長

この事業自体は、民有地といいますか、民有林といいますか、というのを想定してございます。そういったところに電線が、そのまま放っておくと倒れて切れるというふうなことで、災害が起きることになりますので、それを防ぐために、民有地の木であっても中部電力さんが危ないと判断したものについて、県のほうから指示がありまして、市のほうでそれを伐採するとかというような事業に対する事業費ということになります。

○ 竹野兼主委員

とりあえずわかりました、ある程度は。

○ 森川 慎委員

まず、公有地にはこれは全然適用されないんですかね。

○ 廣田財政課副参事兼課長補佐

財政課、廣田です。

公有地の場合は、中部電力さんから、例えば国、県、市なりに、あそこの木を切ってほしいと要請がありましたら、我々のほうで、持ち主が対応するだけのことで、特にこのスキームを使って、中部電力さんが2分の1払うとかというようなことにはならないということでございます。

それから、中部電力さんが2年前の台風21号とか24号で、三河のほうで大分長い間停電が続いたり、静岡県の方でも停電が続いて、いつ復旧するのかわからないとか、いろいろ問題となった年がありまして、それ以来、電力会社さんのほうの取り組みとして、ライフライン事業者として、そういう自治体との連携という意味で、こういう所有者が不明な山林で電柱を倒しそうな木とかそういうのを切りたいんだけど、電力会社のほうでいろいろ探したり交渉しても切ってくれないというような、課題となっております。その課題を自治体を巻き込んで解決するために、岐阜県のほうとかで先進的にやられておるものを、今回、三重県でもやろうじゃないかということで、協力してくれる市町は手を挙げておいでということで、四日市も当然予算措置をして切れる体制を整えておこうと、そういうスキームでございます。

○ 森川 慎委員

私有地は勝手に切ってもいいんですか。ちょっとわからへんもんで。その辺の、これが使えるかどうか。

○ 荻須智之委員長

それが問題だったわけですね。

○ 廣田財政課副参事兼課長補佐

もちろん、私有地の私のものを勝手に切ったらだめですので、その場合、普通は電力会社が交渉して今までも切っていたと思うんですが、市町が前線に立ってそのあたりの交渉をするようにということでこの事業がなっていますので、大変なそういうところは我々が

することになるのかなというふうに思っています。

○ 森川 慎委員

前線に立って交渉してもらい、市のほうがしやすいのかなということは何となくわかるんですけど、それはそれでいいとして、これを市が負担しなければならないような、何か法的な根拠とか論理づけというのはあるんですかね。

一緒にやっ払いこうという話はわかるんですけど、例えば我々がどこか、誰かさんが、ちょっとここ、道まで出ておるもんで切っ払いほしいとか頼まれても、例えば市に頼んでも、なかなかそこは私有地やもんで、持っている方が整備してもらう必要があるんですと大体断られたりとかする中で、市がここを負担することの、法とまでは言わんけれども、論理的な説得力のある根拠というか、あるんですかね。どう説明したらいいのか。

○ 廣田財政課副参事兼課長補佐

先ほど言われたみたいに、普通の庭木とかであれば、当然その持ち主が負担して、自分で切るべきものが原則なんですけれども、この事業スキームで想定しているのは、むしろもっと、山林の山の中の、山林の持ち主はいてもお金がないとか、ただ、そのまま木を置いておくと来年の台風にでもひどいことになるかもしれないと、そういうお金のない方、所有者不明の山林であるとか、そういうところを手当てするために緊急的にライフラインの重要性を鑑みて措置するためのものであって、交渉の中で、そこまで邪魔になっているのであれば、自分のところの費用で切りますわということであれば、それが一番丸くおさまる方法であると考えております。

○ 森川 慎委員

何となくはわかるんですけど、何となく納得できやん部分があるのが一つ思うところですが、でも、所有者がわからん場合って、切るためのどうのこうのとかって、その辺も整備されているんですかね、法的にとか。ここは切りたいなと思っても、持ち主がわからないままで切れるのかどうかとか、そういう法的な、切りたいという意味があつて、お金を出してもいいよというところまでいって、本当に切れるかどうかという、このスキーム自体の実効性というのはどんなふうに担保されておるのかなと思うんですけど。

○ 萩須智之委員長

恐らくそれで困ったものでこうなってきたんだと思うんですが、法的に後で訴えられたりとかそういうこともないのかという意味もあろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 川口財政課長

当然、私有地になりますので、ある意味財産ということになって、立ち木等であってもそれなりの金額が発生するということはあるかと思えます。今回の場合はライフラインということで、災害を未然に防ぐと。当然、災害が起こってからということであれば相当なダメージを受けるということで、事前に動くというふうなことで、今回、県がこういった事業をつくってきたというところになります。

ですので、そういったところは慎重に進めていくことにはなるとは思いますが、実際のところ、そういう問題のあるようなところまでこの事業で強制的にやっていけるのかというところは、財政のほうではそこまでの把握ができていないというところもございしますが、慎重にやっていくということになろうかとは思っています。

○ 廣田財政課副参事兼課長補佐

いろいろご指摘いただいたようなことはやっぱり、県からいただいているQ Aとかでも、市町のほうから具体的にはどうやって進めるんだということでもいろいろ質問が出ておまして、例えばQ Aの中では、市町のほうが地元自治会等を通じて所有者から同意をとる形を想定しておって、その所有者に立ち木補償分のお金をお支払いするとか、実際になかなか、所有者が特定できて、あの木は誰のものなんだという、まず特定するところから、中部電力がどの木が邪魔と考えているのかというのをまず教えてもらわないと我々も動きようがないので、特定できたら、その木が誰の持ち物で、どの場所でどうやって工事して、幾らかかるのかという、そういう中で一個一個を具体的に整理する中で、費用は電力会社と半分、さらに4分の1県が持ってくれるというのであれば、市としてもメリットがあるのかなというふうにして予算措置を行ったということです。

以上です。

○ 森川 慎委員

わかりました。こんなのがあるのかなと思って、いろいろ事前に考えておいてもらわな

あかんのかなということをおもいました。

最後、もう一点、今現状、切るべきところとあって、そういう具体的な箇所というのは市としてあるんですか。市なり中電から来ているようなところとか。

○ 川口財政課長

想定でといたしますか、まだきっちり決まった形ではということなんですけれども、県のほうでまとめてございまして、市内に数十カ所あるというふうには聞いています。それをどうやってやっていくかというのはこれからになってくるかと思えます。

○ 萩須智之委員長

関連で。ちなみに、言うてみれば、行政代執行みたいなものなんですけど、本来、災害が起きたときに鉄塔を倒したりした場合は、その所有者がその被害を負担せなあかんことになってくるはずですので、持ち主にとってはメリットは大きいですよ。それを個人で山の中の1本木を切れというのは大変ですので、これは本来、持ち主が認めていきやすい方向には向くと思うんですが、森川委員が言われるように、何で税金で負担せなあかんのやという考えもありますけれども、こういう形で動き出すということで……。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

そういうことではないですね。どうかと。

23号の台風の被害に対しては、すごく早いスピーディーな対応だとは思われるんですけども、そこら辺が電力会社だけでは進められなかったということですね。

○ 豊田政典委員

資料の13ページの、図が書いてありますけど、事業スキーム、このスタートは、事業のスタートはどの矢印なんですか。

○ 川口財政課長

基本的には、ライフライン事業者がスタートになるというふうに聞いてございます。

○ 豊田政典委員

ということは、ライフライン事業者から出ている矢印はどっちですか。市に対してか、県に対してか。

○ 萩須智之委員長

この三角形の時系列がちょっとわかりにくいということ。

○ 豊田政典委員

順番がわからない、矢印の。

○ 川口財政課長

基本的には県の事業といいますか、県がスキームをつくっていただいてございまして、今の四日市の箇所につきましても県がまとめていただいておりますというふうに聞いてございますので、スタートとしては県になるのかなということですが、事業を実施するとなりますと、市のほうの事業で行うということになってきますので、その事業実施の分については、市と事業者のほうで協議しながらというふうに考えてございます。

○ 萩須智之委員長

ちょっと待ってくださいね。そうすると、木を特定するのは事業者からですね。県がするわけじゃないんですね。それで、まずその木が定まってから動き出すというと、最初のご説明のように、ライフライン事業者からスタートでええんじゃないですかね。

よろしいですか。

○ 豊田政典委員

今、委員長の言われたところなんですけど、その箇所づけ、選択するのは事業者なのか、県なのか。提案が県からって矢印が出ているけど。

○ 廣田財政課副参事兼課長補佐

物理的に電線にどの木がひっかかるかという、現場を一番よく知っているのはライフラ

イン事業者ですので、何か所危ないと考えているかというのは先に提案があつて、スタートをするのはやはりライフライン事業者だと思います。

その中で、例えば県のほうで400本分の予算しかないとなると、どの箇所を実施するかというのは、市町と相談しながらその後決めていくことになると思います。緊急度の優先度合いとかで。

あともう一点、財源でございますが、市の負担については、みえ森と緑の県民税を全額充当できるということで、そのお金を充てる予定でございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

ライフライン事業者がまずは場所を選定するという事なので、先ほどの質疑応答にあったような、例えば四日市市民からここを切ってほしいなんてパターンは考えられないということですね。箇所づけについて。

○ 川口財政課長

この事業としてはそれは想定されていないというふうに考えています。

○ 豊田政典委員

森川委員が最後に質問されてみえましたが、4月1日から施行予定であつて、新年度予算には分担金は何件分、幾ら計上されているんですか。

○ 川口財政課長

事業費自体が400万円の予算額でございますが、そのうち県の支出金が100万円ですね。それと、森と緑の県民税を充てさせていただく分が100万円、それから、ライフライン事業者からいただく想定の手当金が200万円というふうな事業スキームでございます。

○ 豊田政典委員

箇所数は。

○ 荻須智之委員長

何カ所かと。

○ 川口財政課長

今、予算査定のときの資料を持ってきませんでしたので、数十カ所あったように記憶してございますが、正確に何カ所というのは今お答えできない状況です。申しわけございません。

○ 豊田政典委員

森川委員がいろいろ言われた概要なんですけど、法的根拠はよくわかりませんが、単純に考えて事業者が全部やるべきだと思いますし、県が協力するというならば、県がやれと思うんですけど、事業主体もね。それを市が受ける受けない、受けない市もあるんですか。受ける根拠というのはきちんと示さないとあきませんね。受けない市もあるんですか、市町も。

○ 荻須智之委員長

この裏づけになる国の法律とか動きがありましたか。それですと断れないですよ。

○ 川口財政課長

法律というのがあるというふうには聞いてございません。前例としましては、岐阜県のほうでこういった制度が設けられて、それによって事業のほうが進んだというふうなところもあって、三重県のほうがこういう事業をつくるというふうに聞いてございます。

ほかの市町についても、聞いているところによりますと、入ってくるというふうには聞いていますが、例えば全14市町が今回全部参加しているのかというと、そこまでは聞いてございません。

○ 豊田政典委員

先ほど言ったように、事業者もしくは県がやりたければ県が自分で主体的にやるべきだと私は思いますが、賛成します。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員

今、箇所数の話をされておったけど、本来、全体の数からいったらそんなに多くないんやろう。四日市の森林の状況から考えたら、そんなに大きいものではないなというふうには想像できるんやけど、そういうふうな部分のところでも大丈夫なのかなという思いはあるんですけど、今言われる予算の部分のところで金額的にも非常に少ない。それこそ大きな数字やったらきっと大変なんやろうなと思うけど、その辺のところ、大体、もし、今、その資料を持っていないと言われるので、多いか多くないかだけ教えてください。

○ 川口財政課長

先ほど数十件と申しましたのは全体でということで、来年度、その数十件が全部できるとかという予算ではないと思います。

県内で見ますと、当然、四日市が数十件というのが多いのかということではなくて、当然山林の多いところということにはなってきますが、ただ、本当の山の中であれば、逆に電線が通っていないということにもなってきますので、そのあたりで四日市は極端に少ないかということ、そんな極端に少ないということではなかったように思います。

○ 廣田財政課副参事兼課長補佐

県のほうが12月に出した資料によりますと、県内の伐採の想定の本数が約4万7000本。これを4年間で計画的に切っていくと。四日市、今、数十本と申し上げていますが、正確な数字が思い出せずに申しわけないんですが、たしか40本ぐらいだったと。まだ場所も教えてもらってなくて、四日市は四十数本だということしか聞けていない状態で、場所もわからないんですが、全体の4万7000本と比べますと、四日市はほんの一部でございます。

4年間の計画の最初の年に手を挙げないともう後回しというふうに言われて、とりあえずエントリーだけはさせていただきたいということで予算化したものでございます。

○ 萩須智之委員長

そうすると、ざっくり2桁ふえるで、全体で4億円、5億円のプロジェクトの中で、四日市は400万円ぐらいということですね。

○ 森川 慎委員

箇所数を言ってもらって、何十とか、それは本なんですか。例えば何十カ所かわかりませんが、森とか林を一つと考えればすごい数になるやろうし、1本、2本で40とかなら大したことはないのかなという気もするし、規模感が余りイメージできひん。

○ 廣田財政課副参事兼課長補佐

同じような疑問を我々も思って、商工農水部のほうを通じて県のほうに問い合わせをしておるんですが、事業が始まって具体的に動き出すまでは、場所も本数も、箇所なのか、並んで立っている本なのかもまだわからない状態です。申しわけございません。

○ 荻須智之委員長

まだわからない、これからということですね。

○ 土井数馬委員

おおむね、議案第100号については反対しようという意見も出ていませんので、このまま議事を進めていただければどうでしょうか。

○ 荻須智之委員長

質疑の途中ですが、こういうご意見がありましたので、おおむね皆さん賛成としてのご質疑かなとは思っておりますが、その方向で——お願いはできませんけれども——のよう感じます。

森川委員、まだありますか。

○ 森川 慎委員

もういいです。

○ 荻須智之委員長

よろしいですか。ほか、質疑はいかがですか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

それでは、ご質疑もないようですので、質疑をこれにて終結いたします。

討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 荻須智之委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

反対意思表示がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第100号四日市市分担金徴収条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第100号 四日市市分担金徴収条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

次に、一般会計補正予算のうち、歳入等に関する部分の審査に移りますが、理事者の入れかえがありますので、委員の皆様は休憩をとられますか、どうされますか。

(発言する者あり)

○ 荻須智之委員長

それでは、理事者の入れかえをお願いします。

お疲れさまでした。

議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳入全般

第3条 地方債

第4条 一時借入金

○ 荻須智之委員長

それでは、これより会計管理室にもお入りいただきまして、まず、議案第82号令和2年度四日市市一般会計予算のうち、歳入全般、地方債、一時借入金部分を議題といたします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明を求めます。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

財政経営部税担当次長の川森でございます。

私のほうからは、豊田政典委員からご請求がございました法人市民税と固定資産税の予算の算出方法についてということでご説明をさせていただきます。

資料につきましては、フォルダー10、2月定例月議会、04総務常任委員会、010財政経営部というものでございます。3ページから4ページをごらんいただきたいと思います。

それでは、まず、3ページのほうの法人市民税の算出方法についてご説明をさせていただきます。

法人市民税につきましては、法人税割と均等割がございます。法人税割は、そこに記載をさせていただきましたように、民間シンクタンクの経済予測や大規模法人等への事前調査、企業が公表しております決算短信等を参考に、前年度と比較しつつ算出してございます。

もう少し詳しくご説明をさせていただきますと、法人税割は表の中、①から⑤をそれぞれ合計しまして算出いたしますが、まず、①の事前調査の対象を大規模法人や前年の高額

納税法人を中心に抽出いたしまして、回答がございました法人個々について積み上げて算出してございます。

次に、②事前調査で回答いただけなかった法人さんにつきましては、公表されておりますそれぞれの企業の決算短信通信から、これも一社一社積み上げて算出をいたします。

次に、①でも②でも算出した法人以外につきましては、③で民間のシンクタンク3社の経済予測の平均値を今年度の決算見込み額に乗じて算出してございます。

また、令和元年10月から新たな事業年度が始まる法人につきましては、④法人市民税の税率が3.7%引き下げられておりますので、この分の減収を4億3000万円余りと見込んでおります。ただし、多くの法人は4月から3月の事業年度でございますので、10月以降から始まる事業年度の法人への課税に伴う影響額は限定的なものになると考えてございます。

さらに⑤、①から④を合計いたしまして、そこに収納率の見込みを乗じて調整させていただきます。令和2年度の法人税割の予算額は、表の一番上にございます37億3190万円と算出してございます。

また、法人市民税の均等割額、その下に⑥、過去の実績をもとに10億円と見込んでございます。これに先ほど申し上げました収納率を掛けて9億9800万円といたしました。法人税割と均等割の合計としましては、表の一番下、47億2990万円と算出してございます。

続きまして、固定資産税でございます。資料の4ページをお願いいたします。7分の4ページをお願いいたします。

固定資産税は、土地、家屋、償却資産のそれぞれについて算出した額を積み上げて予算を出してございます。

まず、土地でございますが、3年に1度評価がえを行いますので、評価がえの年を基準年といたしまして、令和2年度はその第3年度目に当たります。過去3回分の第3年度の基準年に対する増減率の平均を昨年度の調定額に掛けまして、調定見込み額を算出しております。

次に、家屋でございますが、在来家屋分は前年度評価額から算出し、そこに新築家屋分として、前年度の特異要因を除きまして、新築家屋の合計評価額に建築確認申請に基づく増加率を乗じて算出しております。

また、減額分としまして、直近2年間の減少家屋の合計評価額の平均を算出いたしまして、これらを合計して家屋分の固定資産税を算出してございます。

最後に、償却資産でございますが、これは記載しておりますように、事前調査を積み上

げて、大規模法人、指定法人分を算出する分と、昨年実績をもとにそれぞれ算出しました大臣配分分、それから知事配分分、その他を合計して算出しております。

大臣配分分といいますのは、一番右の概要のところにございますように、他県にまたがる鉄道、送電、電気通信等の用に供するものということで、例としましては中部電力等がこれに当たるかなというふうに思います。それから、知事配分というのは、これは県内で他市にまたがるもの、例といたしまして伊勢鉄道がこれに当たるかなというふうに思っております。

これらの土地、家屋、償却資産を合計いたしまして、令和2年度の固定資産税の現年課税分、予算378億2570万円を算出しております。

説明としては以上でございます。

○ 川口財政課長

続きまして、資料の5ページをお願いしたいと思います。

こちら、森川委員からご請求のございましたみえ森と緑の県民税市町交付金と森林環境譲与税を比較した資料でございます。

みえ森と緑の県民税は三重県が主体でございます。平成26年度に開始となっております。県民税均等割に個人は1000円、法人は2000円から8万円を上乗せして徴収されます。森林環境譲与税は国が主体で、平成31年度から開始となりました。個人住民税と合わせまして1000円を徴収されます。ただし、実際の徴収につきましては令和6年度からということになってございまして、令和5年度までは暫定的に別途国が財源を確保しております。

交付金の額につきましては下段の表のとおりでございますが、例年事業へ充当した残額につきましては、基金へ積み立てを行い、翌年度以降の事業へ充当しております。

次の6ページをお願いいたします。こちらは活用内容をお示したものでございまして、それぞれの用途につきましては国や県が定めてございます。その内容を表にしたものでございます。

国、県ともに森林の整備や木材の利用に充当できることとなりますが、森林環境譲与税は、公共施設の木造化に使用できること、県民税は、木に親しみ、木製品の愛着を育てる、子供への木育が対象となっているというところに違いがございます。本市の活用実績につきましては、それぞれの項目で併記いたしておりますので、ご確認いただきたいと思います。

続きまして、次の7ページをごらんください。

こちらは、樋口委員からご請求がございました基金の運用についての資料でございます。本市では、一般会計及び特別会計における複数の基金を一括して運用する方式をとってございまして、得られた運用益を各基金へ案分してございます。過去には短期の国債での運用を行ってもございましたが、日銀の超低金利政策によりまして、短期の国債では元本割れを起こすというところから、平成26年度以降は主に1年未満の定期預金で運用しております。

年度途中での取り崩しの予定がない基金につきましては、一括して1年間の定期預金での運用を行いますが、財政調整基金等の一部の基金は緊急時の資金不足に備えるため、3カ月程度での運用を行ってございます。

一方、長期的な視点から定期的な積み立てを進めておりますアセットマネジメント基金につきましては、今年度から地方公共団体金融機構の10年物の債券を毎年20億円ずつ購入するラダー型の運用を予定してございます。ラダー型運用では、一番下のグラフのように、毎年同額の債券を購入するということで金利変動リスクを回避するとともに、満期まで保有することを前提に取引コストを低く抑えるメリットがございます。

表のほうでは、財政課が所管する基金ごとの運用方法を右端の欄にお示ししてございますが、令和2年度の当初予算では、定期預金の利率を0.07%、金融機構債の利率を0.1%と見込んでございます。

説明は以上でございます。

○ 萩須智之委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑等ありましたら、挙手にてご発言願います。

○ 森川 慎委員

森林税のほうからお伺いしたいんですけど、県のほうは令和元年度からぐっと減っているんですけど、何か算定の基準って変わったんですかね。交付額。

○ 川口財政課長

令和元年度、5年ごとに一応県のほうの見直しというのが入るようになってございまして、ちょうど平成30年度で5年ということでございます。こちらのほうで県のほうの配分を、県の事業といいますか、県市の合同事業というふうな形で、そちらのほうに多く配分のほうを持っていったということで、市に交付される額のほうがちょっと減ったというような状況でございます。

○ 森川 慎委員

それは今後もそういうふうになったんですか。また変わるんですかね。5年というか、あと3年後か。

○ 川口財政課長

一応5年、5年のサイクルで見直しが行われるというふうになってございまして、ただ、次でどうなるかというのはまだちょっと決まっていないという状況でございます。

○ 森川 慎委員

もう一つ、森林譲与税の国のほうですけど、これも令和元年度から、これは逆に倍増しているんですけど、これはどういうあれでですかね、理由は。

○ 川口財政課長

先ほど、実際の課税のほうが令和6年度から始まるというふうにご説明させていただいたんですが、それまでは国のほうが財源を持って、先行して自治体のほうに配っていただいておりますという状況です。それにつきましては、令和6年度に向けて制度完成するようにだんだんふやしていくというふうな形で国のほうが事業をつくってございまして、今年度、令和元年度よりも令和2年度のほうが倍ぐらい、全体の国の予算としては確保したというふうなことで、市のほうに入ってくるお金も倍というふうな形になってございます。

○ 森川 慎委員

余り根拠はないんですか。例えば最初の1300万円というのはどういうあれで、どういう理由でこの額というのは決まっているんですかね。予算が確保できてきてふえていくというのはわかりましたけど。

○ 川森財政経営部次長兼市民税課長

その前に、前回ご説明させていただいたところありがとうございましたので、その分についても少しご説明させていただきたいというふうに思います。

まず当初、令和元年度から制度設計をさせていただいたときに、これにつきましては交付税の特別会計とか譲与税の財源の借り入れを行いまして、そして、それを市町村に配っていくと、そういうふうな形で国が制度設計をしてございました。それが令和2年度から森林環境譲与税の譲与額を前倒しするというので、その財源を地方公共団体金融機構の金利変動準備金という、これを2300億円活用するということが決定しました。それによりまして、令和2年度からの交付額が倍にふえたという形になっております。

○ 川口財政課長

もう一つ、森林環境譲与税がどういうふうな形で積算されてくるかというご質問でございますが、一応、人工林の面積、各市町の人工林の面積、それから林業就業者数、それから人口、こういうので私有林の面積のほうが10分の5ですので半分ですかね。林業就業者数が10分の2、それから人口が10分の3という形で各市町のほうに案分されてくるということでございます。

○ 森川 慎委員

譲与税のほうは、今後、令和6年に最終的にどれぐらいになるとか、見込みは今あるんですかね。

○ 川口財政課長

最終的にはかなり先のほうになるというふうな見込みでございますが……。

○ 萩須智之委員長

後ろ、廣田課長補佐、手が挙がっていますが。

○ 廣田財政課副参事兼課長補佐

県のほうから、森林環境譲与税、国のほうの計算が試算してある資料とかをいただいて

いまして、令和元年に1300万円余り、令和2年から令和3年に2800万円余り、それから令和4年から令和5年に3600万円余り、最終、令和6年以降には4467万7000円に四日市は最終なるであろうと。一応あくまで試算ですが、示されております。

四日市市の場合、人工林の面積は県内全体の0.52%しかなくて、それから林業就業者数も県内全体を100%とすると0.68%しかなくて、ほぼ人口だけでお金を配分していただいておりますという、そういう形になります。

以上です。

○ 森川 慎委員

最終的にこれを合わすと、6000万円とか7000万円ぐらいの規模の財源になってくるわけですね。

歳入のところやであれですけど、やはり使い方って、今、余り活用できていないのが現状かなということをおもいますし、国体の整備にいろいろ使ってもらいましたけれども、それも大切な使い方かなとは思いますが、7000万円をどう使っていくかということはやっぱり考えていく必要があると思えますし、工場緑化に使うとか、そういうことが必要かなと個人的には思えます。いろいろ考えてください。お願いします。

終わります。

○ 荻須智之委員長

ほかに。

○ 豊田政典委員

今の交付金と譲与税の話で、6ページの活用内容を見ていても、さっきのライフラインの話もそうですし、三重県から、悪く言えば押しつけられるような事業が結構あって、金は渡すでおまへのところでやれというふうになっていかないように、今後うまく交渉していただきたいなど。交渉というか、協議していただきたいなど思って聞いていました。これはこれで終わり。

別件に行っていていいですか。

○ 荻須智之委員長

よろしいですかね。森林関係のほうはよろしいですかね。

○ 豊田政典委員

3、4ページの資料をいただきましてありがとうございました。

もともとは予算策定の出発点になると思われるので、その中でも法人市民税と固定資産税が多額なので、それだと果たしてどうやって計算して予算策定作業をスタートしているのかなというのが知りたかったんです。

事前に両課から説明も受けたりしてしまして、4ページの固定資産税については、額は多いけれども、これはほぼ見込みどおりいくんですよね、多分、毎年。ところが、法人市民税、3ページのほうは、この表にも出てくるように、令和元年度では当初予算に見込んでいたけれども、決算を見たら随分と差があるとか、昨日話題になっていましたけど、平成30年度は逆に当初予算よりも随分大きくなったのも法人市民税なんですかね。だから、大変難しい要素があるのはわかるし、事前にお聞かせいただいたのが、これは四日市オリジナルの算定方法の部分があるけど、例年、毎年同じ方法でやっている。事前調査をやっていたり工夫されて、これは四日市財政の知恵の結晶なのかなとは思いますが、伝統で今までやってきたね。ただ、いかんせん企業の経済状況や社会経済情勢によって変動するのは仕方がないけど、これによって予算が決まっちゃうわけですよね、スタートが。

だから、難しいのは理解しますけれども、四日市オリジナルということで、他市町ではまた別の方法をやっているところもあるということですから、ぜいたくな注文かもしれませんが、より精度を上げるような研究をさらに深めていただきたいなという感想なので、一言だけいただいております。

○ 萩須智之委員長

ご意見ということで。

○ 服部財政経営部長

豊田委員さんのほうからは、応援いただくようなご意見というふうに聞かせていただきました。我々もできる限り、税が根幹になってまいります、財政運営を見ていく上で、その見積りの金額がどうかというところにつきましては。これまでもいろいろと本市の、一番これまでの経験からきて、このやり方が一番把握するにはいいのかなというような

ことでできておりますが、やはり他市の部分でどういうふうにしておるのかというのも研究させていただいて、より精度を高めるような努力もしていきたいと思います。

○ 荻須智之委員長

関連で。

○ 土井数馬委員

私も当初に説明があったときに、よう当てるなというふうに思いまして、だから、固定資産税は、さっき言いましたように、ほとんど変わらんのだろうと思いますけれども、法人税なんかはほとんど大幅なずれはなく、当初はというか、ああいうのは別ですけれども、今回、新型コロナなんかが出てきたときなんかの影響というのは、やっぱりまた来年度は考えるんでしょうかね。やっぱりそういうのも含みながら予想していくんやと思うんですけれども。

きのうも豊田委員がおっしゃっていましたが、毎回、最後に厳しい状態というのをつけるんじゃないかなというような感想です、きょうは。よく当てるなと感心しております。以上です。

○ 服部財政経営部長

ありがとうございます。

○ 荻須智之委員長

正確な予算ができていうことですね。よく当てるな。大したもんやと思いますね。今、ご意見のあった新型コロナ等でのぶれは補正で対応していただくしかないですね。

○ 森川 慎委員

関連で、今後、四日市市としてどうやって税収を上げていくつもりなのかなというのを伺いたいんですよ。企業を誘致してきて云々かんぬんという集め方もあるやろうし、あるいは地域内の一般の人たちの所得を上げていくような政策とか、どう税収を上げていく方向性なのかなとかそういうところも、今考えている将来へ向けての税収を確保していく方策というのはどんなふうを描いておるのかなというのを、大まかなところで今思っ

いるところをお伺いしておきたいなと思うんですが。

○ 荻須智之委員長

方向性ですね。

○ 川口財政課長

大きな話でございまして、すぐにこれをやればこういうふうの結果が出るというようなところがない部分もありまして、なかなか難しいとは思いますが、当然、企業税収の部分については、商工部門のほうで、企業誘致も含めて、それ以外の企業のほうがいろいろ設備投資をするような形での施策というふうなものも進めていく必要があると思いますし、市全体としましては、人口が減らないように努力するというと変ですが、根幹となってまいりますのは、市民税でありますとか、固定資産税という部分になってまいりますので、そういった部分につきましては、市への流入のほうをふやすとか、もしくは人口が減らないようにというふうなことで、いろいろ先行き10年にもわたって、総合計画のほうでもそういったところは考えていくというふうになってございまして、そういう基本的な部分についても地道に事業のほうはやっていく必要があるというふうには考えてございまして。

○ 森川 慎委員

きのうの歳出のほうも、分配のお話をちょっと、大きな話をしましたけど、同じやと思うんですね。歳入もどうやって税収を上げていこうかというようなことをいろいろ、例えば法人税は減収が見込まれるというような予測を出してもらって、そのためには基金をためなければいけないとかというような、こういう話でいつも説明されたんですけど、果たしてそれが本当に、今後どう変わっていくかもわからんとか、いろいろなリスクとかを考えていくと、やっぱりこういうところも、根本のそういう方向性みたいなものはやはり十分に議論してもらったほうがいいかなと、いろいろ分析とか予算の説明を聞いている中で、最近よく思うところなんですわ。

税収とその使い方、まちをどんなふうな形で経済を回していこうか、地域経済を活性化していこうかと、こういうところが余り、ちょっと弱いかなというか、思うところなもので、ちょっと大きな話ですけど、そういう方向性というのはよく議論いただきたいなと思

いますもんで。所感ですけれども。

○ 荻須智之委員長

企業を呼んできても働く人がいないという時代になってきていますので。

○ 森川 慎委員

人口が減っていく中で、果たして今までどおりのそういうあり方でいいのかなとか、そういうことも考えていただきたいなと思うところです。

○ 荻須智之委員長

ご意見ということで。

ほかにいかがでしょうか。

○ 樋口博己委員

基金の資料、ありがとうございます。

説明の中で最後におっしゃられたのは、その確認なんですけど、定期の金利が0.07%、地方公共団体金融機構債が0.1%でよかったですね。わかりました。

昨年度もこの基金、たくさん積み上がってきているので、運用を検討いただきたいということで要望させていただいて、基本的なものは定期ばかりで、アセットを少し、今後、地方公共団体金融機構の10年物の債券を活用するということなんですけれども、これはやはりいろいろ検討しても、金利自体が低いのでなかなか方策がないということなんだろうなと思うんですけどね。

また、ラダー式というのは、いわゆる一遍にこれだけの、例えば50億円を10年とかすることで、今後、金利がもし上昇した場合のリスクを回避するということで、ほかの自治体もラダー式でみんな借りているので、検討したけれどもこれぐらいということですね。ちょっと確認ですけど。

○ 川口財政課長

樋口委員からおっしゃっていただいたように、この運用方法については、可能な範囲というところなんですけれども、元本割れを起こさないというふうな中で検討のほうはさせてい

ただきました。

当然10年物の国債というのはいまマイナスになっているということで、これは今のところ考えにくいということで、あと、地方債及び金融機構債というふうな形で検討のほうを行いました。金融機構債につきましては、逆に地方債のほうで借り入れがございまして、この借り入れが数百億円あると、市全体では。そういう中で、逆に債券を買っても、もしだめになったとしても、そこで相殺ができるというふうな規定がございまして、特にそういうリスクに関しては有効ではないかというふうなところもございまして、取っかかりとしまして、こちらのほうで運用していくというふうな判断をさせていただいたところがございます。

ラダー型につきましては、今、委員おっしゃっていただいたように、金利の変動、これは上がる場合も下がる場合も含めて、金利の変動を平均化してリスクを抑えるというふうな手法でございまして、リスクを減らすというところに重きを置いた形での運用というふうにご考えさせていただきました。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

先ほど、地方団体金融機構債、借りているのもある、何かあったときに相殺するという話だったんですけど、そうすると、もし、そんなことがあったらあかんのでしょうか、相殺する場合は、金利の差額分も当然勘案されて清算されるということになるんですかね。借りるほうが金利が高いと思いますけど、その仕組みというか、それだけちょっと教えてほしいんですけども。

○ 廣田財政課副参事兼課長補佐

金利の相殺といいますか、例えば金融機構から四日市市は一般会計ですと125億円とか今借りていまして、下水のほうで600億円とか700億円ぐらい借りているんですが、逆に借り入れした分がそれぐらいありまして、四日市市が運用しているほうの機構債券のほうを、買っている分が例えばアセットのマックス200億円あったとします。そうすると、将来とんでもないインフレになった場合、200億円の価値が例えば200万円ぐらいまで落ちるようなことになりますので、その200億円の債券、機構債の、せっかく買った債券が紙くずになってしまいますので、それはちょっと、運用としてはそのリスクだけは避けたいですの

で、それを借金の200億円とそこで棒引きにするわけなんですね。

そうすることによって、借金と預金が同額あれば、実質、無借金経営でリスク分散としては一番理想の形かなというふうに思っております、そういう意味で、債券と借金と、借金している相手から債券を買うというのがちょっと変なふうに聞こえるかもしれませんが、そういう運用をさせていただいておるといことでございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。新たな知識をいただきましてありがとうございます。

単純に言うと、600億円を借りていて、600億円の債券を買っていたとして、超スーパーインフレが起こっても、もうこれはチャラで、四日市としては損はせんということですね。わかりました。ありがとうございます。

今後もしっかりと着実な運用、大事なお金ですので、よろしくお願いします。

○ 荻須智之委員長

銀行預金も同じような考えでというのを以前伺ったことがありますけれども、そうやってリスクヘッジをさせていただいているということですね。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

この件についてはもうよろしいですか。

○ 森川 慎委員

事前に資料をもらっておけばよかったんですけど、ごめんなさい。四日市市が株式を持っていると思うんですけど、どういう銘柄をそれぞれどれぐらい持っているかというのを教えていただきたいんですが。民間企業の株式を持っている、CTYを持っているというのは知っています。そのほか、そのほかというか、CTYも含めて。

○ 坂田会計管理室長

会計管理室、坂田でございます。

お尋ねの件で、まず、株式につきましては、基本的に第三セクターのような形で行っておるものについて持っておるのが基本で、通常の株式会社で持っておるのは、三重銀行の株式だけでございます。あとは、CTYでありますとか伊勢鉄道というような政策目的で

行政が関与しておるような会社について持っておるということでございます。

○ 森川 慎委員

今おっしゃっていただいたのが全てですか。あすなろうと伊勢鉄道と三重銀行とCTYでよかったですか。株数とかもわからないですか、今。

○ 坂田会計管理室長

もう一度正確に申し上げますと、東海ラジオ放送株式会社、これ、2812株です。株式会社伊勢新聞社189株、伊勢鉄道株式会社が200株、株式会社四日市市生活環境公社240株、株式会社三重県四日市畜産公社2万5000株、株式会社CTY800株、それから最後株式会社ディア四日市1万株となっております。

これに先ほど申し上げました三重銀行の株式が1万7314株となっております。

以上です。

○ 森川 慎委員

決算書の18ページを見て聞きますけど、配当金が2億4000万円で、譲渡の、これは売ったということかな。売るつもりということですかね。

○ 坂田会計管理室長

配当金につきましては、毎年、株式を持っておる割合に対して配当されるものの収入ということでございます。

○ 森川 慎委員

譲渡所得割交付金というのは、これはまた違う話ですか。

○ 萩須智之委員長

三重銀行は割と配当がいいんですよ。

○ 坂田会計管理室長

先ほどおっしゃっていただいたのは、株式配当金とは別に、株の売買が行われて、これ

は一般の方が使われるものに対して税金がかかってまいります。その一部が市の収入ということになっております。

○ 森川 慎委員

例えばあすなろう鉄道とか、こういうところを持っているのはわかるんですけど、三重銀行であるとか東海ラジオとか伊勢新聞とか、こういうところの株式を持っているのは果たして適切なのかなということを思うんですが、ほかの自治体でも民間企業の株式を持っているものなんですかね。

○ 坂田会計管理室長

全ての自治体が民間企業の株式を持っておるということではございませんが、やはりその会社の設立に深く関与しておったり、地域経済活動、あるいは行政の活動にかかわっておるような企業に対する株式の保有でありますとか、銀行の株につきましても、やはり指定金融機関の株を持っておるという自治体はございますので、それは情報としては得ております。

○ 森川 慎委員

民間の株式を持っているのは適切なんですかね。

○ 坂田会計管理室長

株式を持つということについて、非常に好ましいものというふうには認識できない部分もあるかとは思いますが、当然、設立とか運営に関して深く関与しておる分については、政策目的で保有するというのも考え方としてはあるというふうに市のほうとしては考えて保有をしております。

以上でございます。

○ 森川 慎委員

そうすると、例えば東海ラジオとか伊勢新聞とかマスコミさんの株式を持っているということは、何かそういう政策目的があるんでしょうか。

○ 坂田会計管理室長

まず、東海ラジオにつきましては、この会社の前身になる会社が三重県にもございました、合併によって、現在、名古屋の会社になっておりますが、そういういきさつで保有をしておるといふふうに私は聞いております。

それから、伊勢新聞社につきましては、県下の各自治体が県の働きかけで、設立に関して保有したといふふうに聞いております。

以上でございます。

○ 森川 慎委員

それぞれいろんな設立の経緯とか歴史的な背景があって取得してもらったりとか、例えば三重銀行さんやと、ちょっと経営の危機があったのかな、そういうときに支えたとかというようなお話も聞いたようなこともあります。その当初目的は、現状、もうほぼ達せられている中で、民間企業の株を保持し続けるところが本当に適切なかどうかというのは、私はよく考えていただきたいと思うんですが、所見だけお伺いして終わります。

○ 萩須智之委員長

銀行は売り時を逸していますが、いかがでしょうか。変動性のある資産なのではないですか。

○ 森川 慎委員

支える意味で株式を持っているというのであれば、三重銀行だけというのはおかしいやろうという話にもなるし、特定の民間の企業さんの株式を持っているということが果たして自治体に求められる姿勢なのかどうかとか、その辺のところを突き詰めていくと、なかなかちょっとなところがあるところがあるんです。なもんで、今後も含めてどう考えていくのかなということですよ。例えば、東海ラジオなんかでもいろいろ番組をしてもらっていますけど、それはそれで予算化して発注しているわけで、株式を持っていることとの因果関係というのは余り認められないことも思いますし、こういうのをいろいろ考えていくと、民間の株式をいつまでも持っていていいのかなというのが一つ思うところですね。なもんで、考え方だけ聞いておきたいです。

○ 坂田会計管理室長

森川委員にご指摘いただいたことは、過去にもやはり議会の中で、持つておくことの妥当性、合理性についてはお尋ねをいただいて、そのときに市としての考え方を整理いたしまして、持つことについての一定の理解をいただいたという中で継続しております。

ただ、例えば三重銀行の株式、今、三十三フィナンシャルの株式ということになっていきますけれども、これは当然、破綻でもするようなことがあったら紙切れになってしまうものでありますので、持ち続けるということが前提ではなく、当然必要に応じては売却というのも考えていかなければならんとは思うんですが、ほかの株式については、上場されておる株でもないものですから、処分というのも結構難しいところがあるというところをご理解いただきたいというふうに思っております。

○ 森川 慎委員

例えば、第三セクターのようなところの株式を持っていて、運営に参加しているというんだったら十分説明がつくと思うんですけれども、そうでない企業の株式を持つ是非というのはどうかなというところが私の思うところですので、意見だけ表明しておきます。

○ 荻須智之委員長

ちなみに、三重銀行の株を売る判断は誰がするんですか。だから、できないんじゃないですか、なかなか。という感じに思いますが。

○ 廣田財政課副参事兼課長補佐

三重銀行の株券につきましては、財政調整基金の一部を株券として持つていう形で今運用しております、毎年、株主総会の案内とともに、半期半期配当がありまして、50万円、50万円とか70万円、70万円とか結構入ってきますので、今のところ金額的にはありがたいんですが、三重銀行の株券自体、もともとは基金を総合して一括運用する前は、各部局がそれぞれの基金を運用していた時代に、それぞれ株で一部運用して買い足したりとかという、そういう経緯がございまして、ばらばらと思つていたものを財政課の財政調整基金へ集約して、今はずっとその配当を運用益として収入するという状態になっております。

ですので、今、財政調整基金の運用の中でどうやって運用するかという中で、一部を株

券として運用している形になっておりますので、売るとなれば、配当がもらえないような時代になったら、政策目的で株主として銀行の経営に口を出す必要がなければ、もう売っちゃうという判断になろうかなと思います。

以上です。

○ 荻須智之委員長

その判断するのはどなたですか。

○ 廣田財政課副参事兼課長補佐

財政課の財政調整基金の一部でございますので、財政課のほうのまずは判断をさせていただいて、会計管理室に協議するという形になろうかと思えます。財政課でございます。

○ 荻須智之委員長

議決案件ではないということですね。

○ 廣田財政課副参事兼課長補佐

議決案件ではないですね。

○ 荻須智之委員長

確認です。

○ 森川 慎委員

今のご答弁やと、坂田室長が最初に言ってもらった政策云々で株を持っておるといふところはちょっとそごがありますので、そこもやはり意識統一というか、見解の相違がないようにだけご配慮いただきたいと思います。

○ 荻須智之委員長

ご意見ということで。

ほか、よろしいでしょうか。

○ 土井数馬委員

冒頭でも言いましたけど、法人市民税でこれだけの計算ができるのであれば、ファンドマネジャー並みなので、いろんな運用の仕方でもできるんじゃないかなんていう感想です。

以上です。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

では、ほかにいかがでしょうか、この件にかかわらず。

(なし)

○ 萩須智之委員長

では、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 萩須智之委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

それでは、反対意見がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第82号令和2年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳入全般、第3条地方債、第4条一時借入金については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会へ送るべきとする事項の確認を行います。いかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

では、全体会送りはなしというお言葉をいただきましたので、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳入全般、第3条地方債、第4条一時借入金について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

昼が押しておりますが、休憩はよろしいですか。

では、このまま続けさせていただきます。

議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

第3条 地方債の補正

○ 荻須智之委員長

続いて、議案第125号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）のうち、歳入補

正部分、地方債の補正部分についてを議題といたします。

本件は追加上程議案でありますので、資料の説明を求めます。

○ 川口財政課長

それでは、令和元年度の補正予算の説明をさせていただきます。

資料につきましては、232の補正予算資料（歳入）をお願いしたいと思います。232の補正予算資料（歳入）でございます。こちらの3ページをごらんいただきたいと思います。

それでは、ご説明のほうをさせていただきます。

まず、3ページから5ページまでにつきましては、補正予算案の概要の再掲でございます。

補正の主な内容につきましては、国の補正予算などに合わせました歳出各款に関連する国県支出金や市債の補正、それから財産収入などの補正でございまして、国の補助金の追加交付と一次補正分につきましては、それぞれ黒いマークをつけさせていただいております。

5ページの合計欄を見ていただきますと、補正額は全体で22億4325万円の増額となっております。

それでは、歳出に関連しない歳入部分などにつきましてまとめてございますので、6ページのほうをお願いできますでしょうか。

まず、地方譲与税の森林環境譲与税につきましては、今年度、国によって創設されたものでございますが、交付額が確定したということで当初予算額との差額を増額するものでございます。

続きまして、財産収入の市有地売払収入につきましては、キオクシア株式会社の新製造棟建設予定地としまして、中村地区緑地公園整備用地を売却するものでございます。一般議案といたしまして今議会へ上程されております土地の処分に関する歳入予算でございます。

次の7ページのほうをごらんいただきたいと思います。

こちらは、2月補正予算参考資料の再掲でございますが、用地面積は2万5269㎡、売却価格は2億5800万円余り、平米単価は1万224円となっております。

1ページ戻っていただきまして、先ほどの資料の三つ目のふるさと応援寄附金につきましては、先ほど歳出でご説明をさせていただいたとおりの増額でございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

今回の補正、地方債補正に関する明細でございます。補正につきましては、国の補正予算や追加交付に関連しまして、市内全小中学校における校内LANの構築や、小中学校の大規模改修事業に伴います義務教育施設整備事業資金の増額などとともに、国庫支出金や歳出の精算に伴う減額を行うものでございます。

地方債に関しましては、事業費のうち仮設撤去費等を除いたものが起債対象事業となりまして、そのうち国が示す充当率を乗じた金額を上限としまして起債発行を行うことができます。

また、表の右端の交付税算入率につきましては、元金、利子を支払う際に、その交付税算入率を乗じた額が普通交付税の基準財政需要額に加算されることとなります。

次のページ、9ページをお願いいたします。

地方債年度末現在高の推移を示した表でございます。表の中ほどに今回の補正後の令和元年度末残高を記載してございます。一般会計の令和元年度末の残高は549億6600万円余り、特別会計、企業会計を加えました全会計の残高は1620億円余りとなる見込みでございます。令和2年度末の一般会計残高は510億9636万6000円、全会計の残高は1566億6808万4000円となる見込みでございます。

説明は以上でございます。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑等がありましたら、挙手にてご発言願います。

よろしいですか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

別段ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 荻須智之委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りします。よろしいですか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

異議なしと認め、原案どおり採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第125号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第3条地方債の補正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

続いて、全体会へ送るべきとする事項の確認を行います。いかがですか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

それでは、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第3条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

まだ続けてよろしいでしょうか。

議案第132号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

第3条 地方債の補正

○ 荻須智之委員長

それでは、続いて、議案第132号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第3条地方債の補正についてを議題といたします。

本件は追加上程議案でありますので、資料の説明を求めます。

○ 川口財政課長

続きまして、令和2年度の当初予算の補正でございます。

資料につきましては、127の（2月27日追加配付）令和2年度当初予算の補正予算（第1号）案の概要でお願いいたします。127でございます。

それでは、2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

歳入の補正予算額は2億6786万7000円の減額でございます。その内容は、国民健康保険料の条例改正として、今回議案上程してございます軽減対象世帯に係る国県支出金の増額補正及び国の補正による令和元年度への事業の前倒しに伴います国県支出金、繰入金、市債の減額補正でございます。いずれも歳出に関連する特定財源の補正でございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

上から二つ目の地方債補正でございますが、国の補正に伴いまして、道路整備事業、交通安全施設等整備事業、義務教育施設整備事業につきまして、令和元年度に前倒しをしたことによります関連する市債の1億1900万円を減額しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑等ありましたら、挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 萩須智之委員長

ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 萩須智之委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決をいたします。

議案第132号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第3条地方債の補正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

続きまして、全体会へ送るべきとする事項の確認を行います。

（なし）

○ 荻須智之委員長

なしの声をいただきましたので、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第132号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第3条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

それでは、これで財政経営部、会計管理室所管部分の議題が終了となります。

理事者の入れかえがございますが、お昼にされますか。

では、これにて午前を終了させていただきます。

皆様、お疲れさまでした。ありがとうございます。

11：46 休憩

13：00 再開

○ 荻須智之委員長

それでは、これより監査事務局に係る議案の審査に入ります。

まず、局長よりご挨拶をお願いします。

○ 清水監査事務局長

監査事務局長の清水です。

監査事務局からは、令和2年度の四日市市一般会計予算の監査委員費の関係の予算と、それから、議案聴取会で請求のありました資料2件のほうを用意させていただいております。よろしくご審議のほど、よろしくお願いたします。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第6項 監査委員費

○ 荻須智之委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会として、議案第82号令和2年度四日市市一般会計予算のうち、監査事務局所管部分についてを議題といたします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明を求めます。

○ 伊藤監査事務局副参事

それでは、追加資料の説明をさせていただきますが、資料のほうはタブレットのフォルダー10、2月定例会議会、04総務常任委員会、委員会独自の資料、協議会資料、011監査事務局（予算分科会）資料で説明をさせていただきます。

まず、資料2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

平成29年に地方自治法が改正され、改正に至る経緯と改正内容、それに伴う本市における監査方法、本市の課題についての概要でございます。左側の部分が、今回の自治法改正の経緯と改正内容であり、右側の部分が、その改正によって監査がどのように変わるのかを内部統制との関係から記載させていただいております。

では、まず、左側の上のほうの内容ですが、相次ぐ地方の不祥事とゴシックであります。これは、会計検査院が平成20年ごろに都道府県、政令市において補助金受給に関する不正事案を多く指摘しておりまして、その同じ団体を平成22年に再検査したところ、内部統制を整備したところは再発していないというような報告がなされております。

また、そのほか、地方分権の流れも進んでおり、それから期間的には飛ぶんですが、平成28年に国のほう、第31次地方制度調査会からの答申が出され、その中で、自治体においては、事務の適正確保のため、長は内部統制を制度化すべきである。それから、監査委員は、監査の実効性、独立性、専門性の向上を図るべきであるとの答申が出されております。

それから、左下の部分は、先ほどの答申に基づいて平成29年に地方自治法が改正され、令和2年4月から施行されますが、一つは、都道府県、政令市は、内部統制に関する方針を定めて、内部統制の体制を整備しなければならないという内容になっています。都道府県、それから政令市以外は努力義務とされておりまして、当市を初め多くの自治体は、この4月からこの制度を実施するところは余りございません。

それから、改正のもう一つの柱が、監査委員は、監査基準を定めて公表しなければならないというもので、この基準の指針として、総務省が監査基準の案を示しておりますが、本市は、その総務省案ではなくて全国都市監査委員会が作成した都市監査基準というのをベースにした内容のものにより、現在、監査委員さんにご協議いただいているところでございます。本市の基準案のベースとなる都市監査基準というのは、総務省案の内容をほとんど包括した内容となっております。3月中に決定いただいて、4月から施行の予定で協議いただいているところでございます。

それから、右側の部分ですが、自治法改正を受けて監査がどのように変わるかというところを内部統制へのかかわりで記載してございます。右側の上半分につきましては、都道府県や政令市、内部統制体制を整備した自治体はどうなるかというところを記載してありますが、毎年、首長が内部統制の整備・運用状況を評価した内部統制報告書というものを作成し、監査委員へ提出するということとなります。

そのような内部統制が整備された自治体における監査においては、内部統制に依拠した

監査ができるようになります。それで、内部統制がきいておりますので、ある程度リスクが低いと考えられるので、監査範囲を縮小したり、よりリスクの高いと考えられるものに監査対象を向けていくことが可能となっていきます。また、首長から毎年提出される内部統制報告書を審査するという新たな業務がふえるわけですが、その審査の証拠を監査に利用することもできるようになります。

それから、右下の部分ですが、これは四日市市など内部統制制度が整備されていない自治体ではどうなるかというところを記載しております。自治法に基づく内部統制制度はできていませんが、今までに既に一定の内部統制は存在しております。本市でも内部統制を統括する部局というのはありませんが、例えば、法令、処務規程等が存在します。それから、総務課、会計管理室、調達契約課などは、それぞれの管轄分野において、マニュアルとかチェックリストを作成して各課へ周知を図ってっております。

監査においては、そのような一定の内部統制を前提として調査して、より本質的な監査に重点を向けていく必要がございます。より本質的な監査というのは、この枠組みに記載してありますように、書類チェックとか、そのような業務、簡易的な業務は内部統制に委ねて、リスクの高い分野など専門性の高い部分に重点化した監査を、そのように本質的な監査と表現しております。

そのように既に存在する内部統制の状況を収集、把握した上で、内部統制に依拠できる部分は依拠し、効率的に監査を行っていかねばなりません。例えば、マニュアルをつくっていない課があったり、毎年指摘事項が多い課があったりする場合など、内部統制に依拠できないというところがあれば、従来どおりリスクの重要性に応じた監査を行っていく必要がございます。

以上が2ページの説明でございますが、続けて、資料3ページのほうの説明もさせていただきます。

3ページにつきましては、監査事務局職員の状況についてでございます。全部で本市を含めた31団体について職員数と職員の構成をまとめて記載しております。上から1番目から6番目までが県内、それから7番目の一宮市から下が県外の同格市の状況でございます。

簡単ですが、説明のほうは以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

ご説明はお聞き及びのとおりで、質疑に入るんですが、その前に、内部統制の体制というのはどういうものかというのは四日市にないので、いまいち市民もわからないと思うんですが、具体的に監査委員とはまた違うような役職なんですかね。その辺、ちょっとご説明いただけるとありがたいなと思ひまして。

○ 清水監査事務局長

自治法改正で言っておる内部統制というのは、監査とは別に市長部局のほうに内部統制を管轄する部局を置いて、そこがいろんな事務の適正性とか、その確保のために、まずはこういう方針で内部統制をかけていきますよとか、あるいはその方針に基づいてきちんと業務がなされているかという、モニタリングとかというんですけれども、そういうチェックをしたりとか、最終的に年度の最後に、こういうことで内部統制が適正に行われているとか、できていないとかというような報告書を議会に出していただくというような形になります。議会に出される前に、決算審査と同じように監査委員がその報告書の審査をさせていただきますというような形になりますので、監査から見ますと、内部統制という体制が機能しているところにおきましては、ある程度その部分については内部統制の部局にお願いすることができるということで、監査につきましては、よりリスクの高い専門的な分野に監査資源を投入していくようにというようなことが改正の趣旨なんですけれども、大体わかりいただけますでしょうか。

○ 萩須智之委員長

監査がやられるべき仕事の簡単なものに当たると思うんですが、伝票帳票の突合とかそういうのをさせるはいいんですけれども、市長部局内にあって、要は仲よしグループではだめですし、そこら辺の信頼性をどう担保するのかなというのがちょっとわかりにくいもので、そこをもう少しお話しいただきたいんですが。

○ 清水監査事務局長

内部の牽制的な意味もあるんですけれども、まずは事務をやっているその課そのものが自分のところでチェックできるというのが一番大事なことになってきますので、そこにポイントが置かれているというようなことですね。事務ミスが発生元から発生を抑制していくというような発想から、考え方が内部統制という考え方ですけれども。

○ 荻須智之委員長

わかりました。そうすると、部局内で一般の部局員がやるということで、特別な組織をつくるわけではないということによろしいですか。ではないんですか。

○ 清水監査事務局長

それが機能しているかどうかを、特別な部署を設けるかどうか、あるいは今の既存の部局のどこかが担うかというのはまだ決まっていないとは思いますが、チェックをかけていくということが行われます。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

大ざっぱにそういう形でということですね。

その上で質疑に入らせていただきます。

質疑のある方は、ご質疑等ありましたら、挙手にてお願いします。

○ 豊田政典委員

まず、資料、ありがとうございました。

基準を定めて、まずは自己監査みたいな形で報告書をつくりなさいと、首長が。その報告書をもとに一旦監査委員のフィルターを通して議会に出すと、こんな流れだと思うんですけど、4月から施行ということなんですかね、四日市も。既にできている、基準。

○ 清水監査事務局長

内部統制報告書を作成するのは、今のところ政令市までが努力義務になっておりますので、我々四日市の場合はそこまではいっていません。都道府県と政令市までが義務ということになっておりますので、意識の高いところはそこまでやっているところもあるんですけど、四日市の場合はまだそこまでは至っていないということで、我々の監査としましては、この資料の右下のほうですね、内部統制はできていないというような状態の中で監査をしていくこととなります。自治法改正の趣旨として、監査につきましてはリスク管理というのをかなり意識しながら、リスクの重たいところにより重点的に監査を行って

きなさいというようなことになっておりまして、内部統制ができてきているような市ですと、ある程度内部統制の段階でリスク管理ができておりまして、ここは危ないよというのがわかるんですけども、うちの場合にはそういうものがないので、まずは監査事務局なりで調査をかけたものに従いまして、リスクの多いところ辺をできるだけ重点的に監査できるような方向で変わっていきたいというようなことで考えております。

○ 豊田政典委員

2 ページの左下、本市はひな形をベースに策定というのは、これはこれからつくるとい
う意味なんですか。

○ 清水監査事務局長

監査基準につきましては、これ、全市町村の義務になっておりますので、うちも3月策
定を目指して今つくっておるところでございます。

○ 豊田政典委員

監査基準を定めるのと内部統制の体制をつくるのとはまた別の話ということですね。

○ 清水監査事務局長

本来は、車の両輪みたいな形で議論されてきたんですが、いざ自治法が改正されて、施
行の段階で、特に内部統制については政令市までにとめているというようなことがござい
まして、我々ぐらいの都市にとってはちょっと中途半端な状況になっておるとい
うのが実情でございます。

○ 豊田政典委員

四日市市は余り意識が高くないということなんですけど、その上で、今までと違うのは
右下の中の主にどこなんですかね。それから、リスクの高い分野の選び方、それにもつな
がると思うんですけど、どうやってリスクの高い分野を選択できる、どういう仕組みなの
か、もう一回教えてください。

○ 清水監査事務局長

まず、監査の方向性ですけれども、右下のほうに、より本質的な監査とかというようなことで書かれていますけれども、今までは件数の突合とか、日付が違うとか、そういうところ辺の監査というのが主流でしたけれども、それはそれでやるんですけれども、さらにリスクの高い分野ということで、絞り方はいろいろあるんですけれども、業務の種類ごとに、例えば文書とか、支出負担とか、そういう業務ごとにリスクを分類したりとか点数化しまして、その点数の高いところを見るとか、あるいは点数が高いところの、多い部局を中心に見るとか、そういうようなことで重点を、今までは画一的にやっておったのをもう少ししめり張りをつけてやるというような方向性になってきます。

○ 豊田政典委員

内容はよくわかりませんが、何らかの物差しをつくって、それによって点数化するなりして、リスクの高い分野というのを選び出すということですよ。

あわせて、資料にありましたが、それに伴いみたいな形で、監査資料作成におけるRPAの活用という言葉が出てくるんですけれども、これをもうちょっとわかりやすく説明してもらえますか。

○ 荻須智之委員長

RPAの意味ですね。

○ 清水監査事務局長

我々自身は、これまで監査資料を他部局にお願いするときに感じておったんですが、結構、監査資料をつくるときに、既存のデータをそのまま活用するというのではなくて、それをまた一旦ワードかエクセルとかに打ち直してつくっていただいているというようなことがございますので、その辺、何とかならないかというようなことで、ある程度自動化できるもの、データとしては財務会計のほうに入っているはずですので、それを活用してやりたいというのが1点と、あと、働き方改革本部のほうからも、職員からの意見ということで、監査資料作成について、もう少し効率化できないかという意見をいただいております。それを反映するために、ことしからそういうことに取り組めるところから取り組んでいきたいというようなことを考えております。

○ 豊田政典委員

少しはわかりました。

森川委員にお尋ねしますが、内部統制、RPAのことで何か補足的にご発言いただけるとうれしいなと思うんですけど。

○ 森川 慎委員

まず、内部統制は、本来、もともとは政令市まででそういう部署を、内部監査ですね、いわゆる一般的に。内部監査の部署を設けて、そこが総括的にまず監査しなさいというような仕組みを求められているんですけど、今現状で四日市市というのは、それをつくるという意識はそもそもないです、行政で今。

(発言する者あり)

○ 森川 慎委員

いやいや、行政です。内部統制の部署をつくらなければいけないことが課されるのは自治体、首長なので、それをつくるという意識はまずない、四日市市、今現状。あわせて、そういう中で内部統制っていろいろ、支出の方法とか、ここにも書いてあります決裁ルールとか、そういうのは一定程度の内部統制のルールというか、基準はそれなりにはあるわけですが、何とかの手引きとか、そういうの。それを徹底、監査委員のほうで準用して監査していけるとか、その辺ぐらまでしか現状できないのが現実的な話で、ここから先どうやってしていこうかというところを監査委員の中でも話していて、全部を見るわけにはいきませんから、本来は、本当は内部統制の部署があって、そういうところから報告書が出てきて、いろいろ雑多な数字の確認とか、そういうことはやめて、本来、我々しか見れないようなところを見ていこうということが求められているんだと思うんですけども、現状の体制としてはそこまではよういかんし、四日市市もそこまでやる気がないというのが今現状で、どうしようかなとみんなで悩んでいるところです。

○ 豊田政典委員

監査委員側として、なるほど有効であるし、何かといいなということであれば、監査委員から首長に求めればいいじゃないですか、もっと。

○ 森川 慎委員

それは結構、これを、例えば内部統制に対する行政監査とかもして、それぞれ総務部とか会計管理室とかそれぞれヒアリングとかして、こういうのが必要なんじゃないのという、こういう意見交換というのはさせてもらっています。そこで、地方自治法が変わって、こういうことが求められているということは、我々のほうからは伝えさせてもらっていますけれども、そこで、じゃ、やろうかとなっていないのが今の四日市の現状としてあります。

○ 豊田政典委員

ありがとうございました。

○ 荻須智之委員長

ちょっと確認なんですけど、RPA、ロボティクス・プロセス・オートメーションということであれば、会計ソフトとかそういうのでかなり自動化が進んできた中で、もっと進めると。けれども、今、豊田委員、森川委員が言われるところは、監査委員が本来突っ込むのはもっと、計算ミスとかそういうのじゃなくて、悪意を持って流用したりとかそういうところを見つけるということと、このRPAとは本質的に違う、別物の仕事なので、そこら辺をやっていただかな、監査委員に頑張ってもらわなあかんということなんです。それだけ確認なんですけど。

○ 清水監査事務局長

RPAのほうは、今、過渡期にあるということで、本来ならそういう数字的なところは市長部局にお任せしたいんですけど、まだ手が抜けないということがございます。一旦RPAで確立しておけば、内部統制でやるとなったときにはそれはそれで活用できますし、できれば原課でそういうようなものを作成できて、チェックできるような体制に持っていければというところが根本にございまして、できるだけ取り組んでいきたいというようなことで上げさせていただいておるような次第でございます。

○ 荻須智之委員長

森川委員、どうですか。

○ 森川 慎委員

ですから、本来はそういうところは、内部統制の部署というのがあればそこがすべきことなんですよ。でも、四日市市として現状できない中で、次のページで人数なんかも資料請求をさせてもらいましたけれども、とても手が回らないから、AIとかこういう最新の技術を使って、そういう手間を省いていこうというのが一つの方向ですよ。計算でいろいろ入れてそのまま出てくるのであれば、そこには恐らく間違いが生じるということは、リスクというのは最小限化されるだろう、そういう判断だと思います。

○ 荻須智之委員長

ちなみに伺いますが、そういう単純な計算ミスとかはまだたくさんあるんですか。

○ 森川 慎委員

しょっちゅうあります。しょっちゅうあるし、記載のミスであるとか、印鑑が抜けておるとか、発注の日付が間違っておるとか、発注の領収書なりの宛名が違うところに行っておるとか、そういうのは1年やっても結構出てきていますので、それをどうやって防いでいこうかというところで、本質的に求められているのはやはり、我々に求められているのは、そういう事務的なミスではなくて、さっき委員長に言ってもらったみたいな、本質的な悪意があってこういうことをしてしまったと、こういうことが起きてしまったところを見てほしいというのが、地方自治法の改正に求められているところだと思いますが、そこまでいけていないというのが現状です。

○ 荻須智之委員長

もう一点、公認会計士が職員に入っていたことは、これにはプラスになるんでしょうか。

○ 清水監査事務局長

今入っていただいている会計士の方は公会計中心ということで、監査のほうには入っていただいていないんですが、ほかの政令市、特に大阪市なんかは、同じように任期つきの職員で、会計士や弁護士さんを監査事務局に置いてというようなことで専門性を担保して

いるようなところもございます。

○ 萩須智之委員長

他市ではということですね。

ありがとうございます。

続けて、どうぞ。

○ 竹野兼主委員

確認というか、教えてください。右側の一番端のところに、リスクの重要性に応じて監査を行うという部分がありますよね。本来、内部統制の制度ができれば、今、説明の中に、それ以外の専門性の部分を監査するというのが監査の仕事になっていくというふうな説明を受けたと思っておるんやけど、専門性の高い部分というのは、今、森川委員が言われたみたいな細かい数値とかそういうもの以外じゃなくて、そういう内容的なものとか、この部分なのかなということかなと思うんやけど、例えばそういうものというのはどんなところが考えられるのかなと、もし何かあったら教えていただきたいなと思って。

○ 清水監査事務局長

今までは、それぞれの課、部署を担当にということで見えておりますので、全庁的に統一した問題というのは余り見れていないというところがございますけれども、リスクを絞って監査するということは、監査のやり方、対象部局とかそういう抽出の仕方も変わってくるという可能性がございますので、例えば同じような業務をやっている課を集めて、それを所管している課にも来ていただいて、その業務に限った専門的な監査をやるというようなことができると思いますし、今は職員の関係でできていないんですけれども、他市では、ICTとか、システムについては一般職員は余りわかりませんもんで、そういう専門家を入れたりした監査とかをやっている場合もございます。

○ 竹野兼主委員

さっき委員長が聞かれたみたいに、そういう専門性を持つ職員の配置によって、いろいろなさまざまな問題点を抽出した監査をするということが、今後はやっていかなきゃならないよねという状況に今からなろうとしているということと理解させてもらってよろしいで

すね。

○ 清水監査事務局長

法改正の趣旨はそういう方向に向いていると思います。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

ここで一つ確認させてほしいんですが、3ページの表の豊橋市には12名と多いんですが、技術職の2人というのは、これは土木とか、そういう全くの技術職がそちらの内容を把握するために入っているということによろしいんですかね。わかる範囲で結構なんですが。

○ 伊藤監査事務局副参事

済みません、この技術職について、そこまで聞いておりませんので、今答えられないので申しわけございません。

ただ、一般的には事務職に対してですので、工事とかその辺と考えておりますが、確認していないので、はっきりとは断言はできませんですが。済みません。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

○ 森川 慎委員

恐らく監査のところでも、発注の適正性とか、こういう根拠があつてとか、こういうことをするとこれだけお金がかかるとか、そういうところを見るんです。そういうためには、やはりこういう技師さんがいたほうがより専門的な知識の中でそういう判断ができるということであるんだと思います。補足です。

○ 萩須智之委員長

専門的知見が要るということですね、技術者としての。

○ 森川 慎委員

ちゃんとやろうと思えば要ります。

○ 萩須智之委員長

わかりました。

そういう点でも体制を強化しないと難しいですね。先ほど言われたように、それぞれの部局内で同僚が見るといっているのであれば別なんですけれども、ですが、そこら辺はまだ決まっていないと、これからの取り組みということで、ありがとうございます。

ほかにご質疑を。

○ 豊田政典委員

先ほど竹野委員が質問されたようなところで、これから本来的にやりたいリスクの高い分野ということがいま一つ理解できていないんですけど、恐らく2ページの一番上の左の相次ぐ地方での不祥事というのがきっかけになっていますよね。これはどういう不祥事なのかというのを例示していただければ少しは理解できるのかと思うんですけど。

○ 清水監査事務局長

会計検査院ですので、国からの補助金に対する不正受給とか、そういう関係の不祥事です。

○ 豊田政典委員

ありがとうございました。

それと、人員の話が出ていますけど、一覧表を出してもらって、決して多くはないけど、四日市も、同格市。これは今後何か考えておられることとか、人事部局に対しての働きかけとか、そんなのはやっているんですか。

○ 清水監査事務局長

今回も法制度が変わるということで増員の要求とかはしておるんですけども、全庁的になかなか増員が認められていないという状況の中で、非常に難しいようなところにあるとは思います。

○ 豊田政典委員

これ、正職員じゃなくても力になってもらえるんじゃないかなと思うし、引き続き森川委員とともに頑張っていたきたいなというところですね。

以上。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○ 森川 慎委員

私が請求したので、改めて伺わせてほしいんですけど、例えば豊橋とか12人とか、あるいは尼崎とかも13人とか、こういうまち、監査の皆さんの中での評価とかって、その辺ってどうなんですかね。尼崎はよう聞きますけれども、例えば豊橋なんかは、その辺の評価とかというのは余り共有されていないですか、全国の監査委員の中でとか。

○ 清水監査事務局長

豊橋市につきましても、豊橋市は政令市ではないんですけども、リスク管理、内部統制の取り組みということをおっしゃいますし、監査もそれを受けた形でやっというところで、かなりリスク管理とかそういう志向性は高い都市であるとは認識しています。

○ 森川 慎委員

今、私、監査の中で見ておって、人が足りていないなと実際思うし、この内部統制の話とか監査基準の話が出てきて、余計に足りていないんじゃないかなというように思うんですが、今現状、どんなふうな状況なのかなということを皆さんでも共有できるようにちょっとお話ししたいなと思います。

○ 清水監査事務局長

今まで監査事務局といいますと、決められたルーチンで、それを年間こなすだけという業務でしたので、突発的に住民監査請求とかが出ると業務が苦しくなることはあったんですが、そういうことがあったのと、ベテラン職員が何人もみえたということで乗り越えて

きたところはあるんですが、今現在、職員の平均の経験年数が2年を割るような状況になってきておりました、4月スタートの段階で、なかなかスキルが蓄積していないということと、それから、これからまた新しい監査というのが要求される中で、いろいろ研究していく中では、ある程度それに専念できる人間がいないと難しいのかなというところもございまして、正直、ことしはかなり苦しい運営をやらせていただいたというのが実際の状況でございます。

○ 萩須智之委員長

これは専門性が高い部局ということですね。すぐ来た人がエキスパートにはなれないということでもよろしいんですね。

○ 清水監査事務局長

そういうことでございます。

○ 森川 慎委員

私もそういう大変な状況なのはわかっていて資料を請求させていただいて、議員の皆さんにも共有をいただきたいなという思いで質問させていただきましたので、また、やはり局からもいろいろ、足らん部分は予算要求なり人員の増をお願いしながら、私も応援していきますので、頑張ってくださいと思います。

以上です。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

ほか、質疑はよろしいでしょうか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

それでは、ご質疑もないようですので、討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 荻須智之委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行います。反対表明がありませんでしたので、簡易採決をさせていただきます。

議案第82号令和2年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第6項監査委員費については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

続きまして、全体会へ送るべきとする事項の確認ですが、いかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

なしというお声をいただきましたので、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

これで監査事務局所管部分の議題は終了となります。

理事者の入れかえがありますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。お疲れさまでした。

よろしいでしょうか。

では、これより議会事務局に係る議案の審査に入ります。

まず、局長よりご挨拶をお願いします。

○ 濱田議会事務局長

議会事務局でございます。

本日は、議案第82号、令和2年度の四日市市一般会計予算、歳出第1款議会費の審議でございます。

大変お疲れでございますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第1款 議会費

○ 荻須智之委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会として、議案第82号令和2年度四日市市一般会計予算のうち、議会事務局所管部分についてを議題といたします。

本件について、議案聴取会において追加資料の請求はありませんでしたので、質疑より

行います。

ご質疑等がありましたら、挙手にて発言願います。

○ 豊田政典委員

これは209当初予算資料を見ながら、見てもらわなくてもいいんですけど、わかりやすいので。会議録作成関係経費が200万円ほどふえております。それに関係あるのかどうかわかりませんが、自動反訳のシステムを導入しようとして検討されていると聞いていますけど、現状と新年度の見通しを教えてくださいませんか。

○ 山路議会事務局次長兼議事課長

議事課長、山路でございます。

会議録のA Iでの反訳というご質問でよかったですでしょうか。

今年度、I C T戦略課のほうでA Iを活用した音声認識システムを使った会議録の作成ということで研究をしていただいております。来年度はその予算についても計上されておりまして、来年度、令和2年度に実現する見込みであります。

議会事務局の予算的には、会議録作成関係経費の中には、そのシステムが導入される前の間のことなんですけれども、反訳業者によるA I、同じようなA Iによる音声認識システムを反訳業者が持っていますので、それを活用した部分での、それを利用した予算を一部計上しております。I C Tが導入された後はI C Tのシステムを使っていこうというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

当初予算案で書かれているのは、今の反訳業者のシステムに関する200万円で、I C Tのほうは、いろいろ本格的なやつなんですけど、これはまた導入するとすれば補正予算なり、新年度中に導入する予定なのか、もう一回言ってほしいのと、何らかの検証作業とかそんなのはやっているんですか。検証というか、練習。

○ 山路議会事務局次長兼議事課長

I C Tのほうで今導入を検討しているものについては、来年度導入されますが、お金の

にはICTの予算で導入されますので、それを利用する際には、これは議会事務局だけではないんですが、庁内の各部が会議録的なものをつくる際にそのシステムを利用するという前提で今開発を、来年度導入を進めているということです。

検証と言われましたけれども、導入の研究に当たりまして、うちの職員もICTのほうに行きまして、内部での検討作業に参加をしておりますので、その中で今導入しようとしているものがどれぐらいの精度があるかについては、検証はしております。

以上です。

○ 豊田政典委員

よくわかりました。ありがとうございました。

○ 萩須智之委員長

関連で。

○ 土井数馬委員

その機械を導入しても、この間もちょっと聞いたんですけども、やっぱりマイクをきちんと使わないと入っていないということが多いというのを聞きましたので、やっぱり大きな声でマイクを近づけてというのを指導していってもらわないと、せっかくいい機械を入れても余り役に立たないようでは困りますので、言いにくいと思いますが、会議が始まる前なんかは委員長のほうから指摘をしてもらうなり、そういうふうなことも議長を通じて言ってもらいたいかなと思いますので、その辺はちょっと心得ておいてください。意見です。

○ 萩須智之委員長

マイクの使い方上手な土井委員からいいアドバイスをいただきましたので、ありがとうございます。

○ 樋口博己委員

負担金、補助金及び交付金が200万円ぐらい、227万9000円ふえているんですけども、これはなぜふえているんですか。

○ 山路議会事務局次長兼議事課長

まず、今年度なんですけれども、今年度は補助金のうち政務活動費の4月分、今年度の4月分が改選の年度でありましたので、支給がなかったということで、来年度、その分が増額になっております。

あと、逆に負担金のほうについては、議長会等が廃止になった部分もありますので、若干減額になっている部分もあります。

以上でございます。

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○ 豊田政典委員

当初予算資料の4ページを見ていると、テレビ放送中継事業委託が今年度よりふえて、カメラ操作費、これも改選に関係あるのかな。改選、関係ないよな。

○ 山路議会事務局次長兼議事課長

こちらの増額につきましては、来年度、令和2年度は市長の選挙も予定されていますので、緊急議会を想定した部分が入っているので増が一部あります。あわせて、インターネットの配信用のパソコンがかなり経年的にたっていますので、老朽化しておりますので、交換のための備品購入費という部分も一部入っております。

以上です。

○ 豊田政典委員

わかりました。

○ 森川 慎委員

さっきのに戻りますが、負担金のところで、いろいろな会議体とかに参加しながら負担金を納めてもらっていると思うんですが、その精査というかな、本当にそこにおらな、

行かな、参加しなあかんのかとか、その辺ってされましたか。前年を通してですが。

○ 山路議会事務局次長兼議事課長

確認ですけど、これは議長会等の参加負担金という意味で。

○ 森川 慎委員

いろいろ議会として何かその辺、これ、本当に要るんけみたいな、いろいろあったでしょう、細かいのとか。そういうのの必要性なりとか、そういう検討とか精査って、せえとは言わんけど、したのかなと伺ったんですけど。

○ 山路議会事務局次長兼議事課長

今年度から来年度にかけて、まず、会議体が一部なくなったのがありましたので、それは特例市議会議長会でありますとか、法的にも特例市がなくなったということで廃止になるものもありますし、全国市議会議長会の関係でいきますと、都市行政問題研究会というのがありましたけれども、これは発展的に解消して、全国市議会議長会の中の特別委員会というような形で来年度から存続することになったりとか、その関係で二つなくなったというのはまずあります。

内部的に今年度、具体的に議論というのは、正直申し上げまして、なかなか発言する内容はいいんですけども、絶えず参加に当たって、本当に負担金を払って意味があるのかというのは絶えず考えていかなければならないことだと思っていますし、以前ですと、中身がしゃんしゃんといいですか、会議、説明を聞いて終わりというような会議ではだめだというようなご指摘もありましたので、議長からその分、議長会の会議の場で発言していただいたこともありますので、今後もそういった視点で、本当に必要があるかどうかについては絶えず考えながら、検討は絶えずしていきたいと考えております。

以上です。

○ 森川 慎委員

了解しました。ありがとうございます。

○ 荻須智之委員長

ほか、いかがでしょうか。

○ 豊田政典委員

代表者会議で名称変更、議会局という議論がされていると報告を受けていまして、その中で、詳しくはわかりませんが、議長の人事権とか、予算要望なのかな、わかりやすく言うと、議会事務局人事について、これまで議長に相談したり、議長が提案したりということは余りなされていなかったかと思うんです。それから、予算要求時点でも、時の議長にどこまで相談されたか、詰めたかというのが余りなかったように、私にはそう思えるんですけど、これが法的にどうなのかというのを調べた上で、法律ですべきだということであれば、もっと積極的にやるべきだと思うんですけど、積極的というか、法に照らした形でね。そのあたりの今の考え方、新年度に向けた考え方を確認しておきたいなと思ひまして。

○ 濱田議会事務局長

人事の問題でございますけれども、人事権は基本的には市長側にあると。今、私たち職員は、市長側のローテーションの中でこちらへ出向してきて、地方自治法上、議長から任命をされて、今、職務を行っているという、これが法的なことでございます。

職員の人事につきましては、今、現時点では、これまで含めて余り議会のほうからお話はなかったというふうに思っていますし、私どものほうから余りご相談もなかったというふうに聞いております。少し今回は、私どものほうは、議長に少し職員人事について、誰をどうこうではなくて、こういう方針のもと人事異動をさせてもらう予定というか、要求をしていくと、そんなことを少し議長にはご相談したというような経緯でございます。そういったことの積み重ねが今後も必要かなと。予算についてもそのようなことかなと思ひていますが、予算については特に、日ごろ代表者会議等でご議論いただいたものを予算化していくということでございますもので、特別予算についてのご相談というのはしてございませんけれども、人事についてはそういうような経緯がございます。

○ 豊田政典委員

もう少し聞かせください。

今回の予算要望の時点で、現議長には全く相談せずに要求してきたんですか。それはそれでいいんですか。

○ 山路議会事務局次長兼議事課長

例年のことを申し上げますと、特段大きな予算の必要なものがある場合は議長に必ず相談はかけておりました。来年度につきましても、大きなものというか、例えば議長車の購入等につきましては、議長に相談しながらの予算の要求をしたりとかしておりますので、今までの認識といたしましては、大きな要求であるとか、減額、増額である場合、新しい事業をのせるとか、そういう場合については必ず議長にも相談をかけていたということでございます。

以上です。

○ 豊田政典委員

法的なところ、私の頭の中でははっきりしていませんけれども、やはり議会事務局のトップは議長だと思いますから、予算にしろ、人事にしろ、そのことについて特に協議すべきだと私は思います。それは大きなことがあろうがなかろうが。私の意見というのは、法的なところはわからないので、今、答弁を聞いていてもいま一つはっきりしないので、改めて検討いただきたいなということを申し上げておきます。研究、検討。

○ 荻須智之委員長

ほか。

○ 笹岡秀太郎委員

議会図書室の活性化が叫ばれてもう随分になるんやけど、本年度の基本的な方針等にはなかなかその姿が見えない中で、多くの議会が四日市市を訪れていただいて、さまざまな施策展開を学びに来ていただいていますよね。その中で四日市の議会図書室を見せてくれというところはありませんでしたか。

○ 山路議会事務局次長兼議事課長

視察項目の中で図書室をという話はなかったと記憶しております。ただ、視察に来られた方が、図書室を見せてくださいということは何度かあった記憶はあります。

○ 笹岡秀太郎委員

各地を見に行くと、ちょっと見せてねというのはあるんですけど、施策展開として充実しているから見せてくださいねというのはめったとないんですよ。四日市は議会改革が進んでおるんやから、議会図書室の活性化というのをもう少しどこかで芽出ししたっていいのかなという気がするので、ぜひ、この意見もあったというのをまた次年度に生かしてください。

以上です。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

ほか、ご質疑はよろしいですか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

それでは、他にご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 萩須智之委員長

討論なしとのお声で、これより分科会としての採決を行います。よろしいですか。

(異議なし)

○ 萩須智之委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第82号令和2年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第1款議会費については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

それでは、このほかに全体会送りについてのご意見を伺いますが、いかがでしょうか。

(なし)

○ 荻須智之委員長

なしとのお声をいただきましたので、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第1款議会費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 荻須智之委員長

これで議会事務局所管の議案審査を終了します。

説明者は退席させていただきます。

委員の皆様は、連絡事項がありますので、休憩をとらずにでもよろしいですか。

では、しばらくお待ちください。お疲れさまでした。

そうしましたら、ネット中継を終了させていただきます。今後の取り組みなんです、中長期テーマに基づく所管事務調査の取り扱い等なんです、当委員会では、人口問題、シティプロモーションについて、最大2年の中長期テーマとして調査を行ってまいりました。これまで委員会では、1回目に本市のシティプロモーションの現状と課題を取り上げ、2回目に内閣官房の参事官を参考人として招き、人口の社会増減と地方創生の動向を中心に講演いただきました。また、行政視察では、3市のシティプロモーションセールスについて調査し、人口政策上の位置づけ等についても確認しているほか、シティミーティングでは、年間を通してシティプロモーションをテーマに意見交換を行ってまいりました。この中で、先般の委員会では森川委員より、進め方が少しシティプロモーションに寄り過ぎ

ているのではないかとのご意見もいただいているところです。

現行の正副委員長の体制で、このテーマで調査を行うかはわかりませんが、来期に申し送る上でも、いま一度進め方についてご意見をお伺いしたいと思います。

現時点で何かご意見のある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

○ 豊田政典委員

一つは、この前の委員会視察、3市行かせていただいて、報告は委員長にお任せしてあるような気がするんですけど、結構役に立つ部分があったと思うので、まとめをぜひみんなで共有して、改めて、そこから四日市に生かせるような内容を議論したいなというのが一つ。

もう一つは、前回というか、前、森川委員から改めて問題提言があった内容ですけど、6月のテーマ決定時に私のほうから出させていただいた提案書を改めて見直してみたら、やっぱり人口問題を中心に置いたんです、提案時。それで、いろいろ意見をいただく中で決めていったテーマなので、私もどちらかといえばシティプロモーションに流れ過ぎかなという気はします。だから、ここで半分、2年のうちの1年来ましたから、改めて今後の、委員長、今振っていただいたように、方向性を再確認する必要があるのかなと思っておりまして、参考のために6月の提案資料を用意していただいているはずなので、皆さんに見ていただきたいなと思うんですけども。

○ 萩須智之委員長

じゃ、事務局、配っていただけますか。

○ 豊田政典委員

これは提案文書なので、これが全てではもちろんないし、変化しても全くいいかと思いますが、視察を終えて、それから1年の調査が終わりかけていますから、改めて方向性を修正すべきなら修正、確認するなら確認、そういう作業が必要かなと私も思います。

この時点では、人口問題、人口増と市長は言うけれども、そのためのシティプロモーションだという流れでしたが、果たしてそれがきちんとリンクしているのか、効果があるのか、人口増にどんな意味があるのかとか、交流人口は果たして定住増につながるのかとか、そんなことが私の中では意識が強かったんです。これが、シティプロモーションのや

り方とか、委員長のテーマの呼び方がシティプロモーションについてとか、シティ・ミーティングのときに言われるので、何となくシティプロモーションに偏り過ぎじゃないかという森川委員の指摘だったと思うんですよね。シティ・ミーティング、人口増についてやろうぜと言ってもなかなか意見が出にくいのもわかります。その辺も含めて、少しテーマの置き方を整理していくべきかなというところですよ。

○ 樋口博己委員

お二人のご指摘には、私もそうだなと思っています。豊田委員が最後に、どうしてもシティ・ミーティングをやろうとすると人口増という話がなかなか取っつきにくいから、どうしてもシティプロモーションという入り口になったのかなというふうに思っています。改めて、どちらかというところ、シティプロモーション部というよりは政策推進部的なところの人口増、どういう政策を打てば人口増になるのかというところを改めて探求していくといいのかなとは思っています。

転入者、20代、30代の女性を呼び込むという話もあるんですけど、今いる女性が少しでも多くの子供を産んでもらえるような、そんな政策もあわせて研究できたらなとは思っています。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

○ 土井数馬委員

前から言っていますように、シティプロモーションにはそれぞれ考え方も違うし、この間でも問いただしたら、人口増は余り考えていない、シティプロモーション部自体が。だから、今回、こういうふうな提案をしてもらって、シティプロモーション部に、こんなことをせなあかんやんかぐらいの内容でつくって行って提案するというふうな形になるんじゃないかなと思いますので、人口増、きょうも市民税なんかがやっぱり、市民税が一番多いわけで、個人市民税が。だから、人口をふやさないとやっぱり、減らさないようにときょうは言うていましたけど、どっちでも一緒のようなことかと思えますけれども、そういうふうなきっかけに、取っかかりになればいいかなと思いますので、シティプロモーションは省いてもいいんじゃないかと思えますけどね。

○ 森川 慎委員

僕、この1年くらいで考え方が変わってきていまして、人口をふやすということをまず前提に考えるのっていうのは、やっぱり時代に合わんようになってきているのと違うかなというのが一つ思うんです。もちろん、ふえたほうがええに決まっておるし、人口は多いほうがいいに決まっておるんですけど、だけど、前もどこかで言いましたけど、年間、全国で60万人、人がどんどんどん減っている中で、小手先で1年、2年で人がふえていくとかというようなことは、多分、もうほぼ不可能だという観点に立つと、人口が少なくなっていく、経済も成熟した、余り成長が望めない、そういう社会の中で、日本国内の中でどうやって市を維持していくか、あるいは発展させていくかという、そういう考え方の転換というのが私は必要なんじゃないかなと最近は思っています。

そういう研究といってもなかなか難しいんですけど、人口をふやすのが正しいとか、人口がふえていくべきだとか、経済は拡大していくべきだとか、企業を誘致していっぱい経済活動をしてもらうべきだという、こういう考え方をそろそろ変えていかないけない時代なんじゃないかなというのは、私、今強く思っているところですので、それをどうやって研究していけばええかと言われるとなかなか難しいし、多分、多くの自治体がまだ、やっぱり経済を拡大させていこうとか、人口をふやしていこうという、そういう方向で力点を置いているのが現実だとは思っているので、そういうことを今は思っています。この委員会で何をすればいいのかと言われても、なかなか私は今の段階では思いつかないのが現状です。

○ 樋口博己委員

僕も人口は絶対減るものだと思っていますので、だから、2040年のときの人口構成を変えていくべきなんだろうなと思うんですよね。今ある高齢者の方は、生きている限りはどんどん年をとって、高齢者が大きくなっていくので、やっぱり新しく生まれてくる人、産んでもらうという話、だから、ふやすという観点というよりも、やっぱり人口構成を変えていくためにどうすればいいのかという話なんだろうなと。今の人口構成がより適正化すれば、社会保障費の負担も改善されるだろうし、きょう生まれた子が二十二、三年後に働けば市民税の納税者にもなるし、そうすると、2040年ごろには結構納税者になるんだろうなと思いますので、そういうことなんだろうなと思いますけど、具体的に何だというところあれですけど、思いは一緒だと思っています。

○ 土井数馬委員

もう中身に入っているような感じがしておるんやけど、世界の人口はふえておるのよね。だから、今、74億人か。30年後には九十何億人か。だから、何で日本だけ減っていくの。よその、欧米も減っておるのかね。僕はようわからんけど。

○ 萩須智之委員長

減っていますね。

○ 土井数馬委員

先進国みたいなのが減っておるんやね。減っていっておるので、食料危機には日本はならんのかもわからんけど、輸入が多いでまたそれもあるけれども、今、お二人も中身にもう入っていってもらっていると思いますので、人口問題に特化していいんやないかなと思いますけどね。このぐらいの資料はやっぱり欲しいもんね。

○ 豊田祥司副委員長

1年間やってきて、やっぱり正副の中でも、所管部署が難しい、人口問題になってくると所管部署が難しいなという話が多くなってきて、こども未来部の政策になってきたりとか、社会増とかという話だと商工農水部とか、そんな話になってきたりで、結構ここでやろうと思うと、ここの部署というのが浅く広くみたいな感じで、突き詰めていくと難しいなというのがありまして、今回、こんな感じになっちゃったんだろうなと思うんですけども。シティプロモーションに特化したような形になってしまったんだと思うんですけども、シティプロモーションというよりも、人口問題というものを取り上げたテーマのほうがわかりやすいかなと。今回1年間やってきて、シティプロモーション部というのは、やっぱり人口をふやすとかそういうのよりも、シティセールス的な部分が大きいなという思いもあって、それやったら、人口問題やったら人口問題というテーマでやっていったほうがわかりやすくテーマも進めていけるのかなという印象がありました。

○ 森川 慎委員

シティ・ミーティングなんかもこれに沿わなければいけないんですか。別にそんなこと

はない。

○ 豊田祥司副委員長

そんなことはないけれども……。

○ 森川 慎委員

有機的に機能させていきたいというのが多分、豊田さんの最初のあれやったなと思うので、確かにシティプロモーションとか、市民の人に投げかけるにはやはり余りにも大きな課題やし、具体的にどうやって意見を伺ったところで答えが出る話でもないし、我々が答えられるものでもないのかなということを見ると、そこを一回切り離すともうちょっとやりやすくなるのかなというのは一つ思います。豊田さんが納得せんかもしれんけど。

今、僕が言ったような、人口が減っていくということを前提にしていくのであれば、それに対して、午前中の話でもそうですけど、財政の税収をどうやって上げていこうとか、そういう話というのはとても大事な部分やし。

○ 豊田政典委員

今、シティ・ミーティングのテーマの話が出ましたけど、議運で途中まで話をしている、途中でもう決まったんやったっけ、副委員長、新年度のシティ・ミーティングの議会報告会、少し変わりますよね。テーマを絞った対象に話を聞くシティ・ミーティングもありみたいなのをやるんですよね。だから、例えば、ターゲットとすべき年代、子育て世代に集まってもらってシティ・ミーティングをするとか、そういうのならやりやすいのかなと。移住とか、子供を産むまちをどうやって選ぶとか、あるいは高校生、大学生でもいいですよ。高校、大学は答えがわかっていそうだけど、進学先で決まるというのは。だから、高校、大学と言っておるけど、別に自由にやりゃええんでしょ、ターゲットは。

(発言する者あり)

○ 豊田政典委員

そうですね。だから、今までのシティ・ミーティングは、地区住民の高齢者が多いので、ちょっとなじまないから。それよりもターゲットを絞ってミーティングするというのはい

いかもしれないですね、今度は。

○ 山路議会事務局次長兼議事課長

議運のほうで確認された事項ですけれども、6月については、一つの委員会がまとまって1カ所でやるというようなことなので、それにプラスして出前型の意見交換会ということで、若者との意見交換会をという意味合いで、高校生及び大学生を対象とした、常任委員会ごとにやっていくというような提案をさせていただいて、ご了解いただいたというふうに認識しています。

○ 樋口博己委員

議会報告会は、それはそれとして、例えば、いろいろな研究、議論する中で、常任委員会で参考人招致というか、議論するのは別に、来てもらっても、それは皆さんで議論したらいいことですもんね。

○ 荻須智之委員長

どうも人口減を前提になるんですけど、人口減やと滅亡してしまうんですけど、何とかそれをふやすということで、提案させていただくとすると、人工妊娠中絶を禁止して、とにかくロシアがやったみたいな、子供が生まれたらとにかく300万円と言ったら、一瞬ぼんと2を超えたんですね、ロシアは。後先のことを考えへんと産むと。

(発言する者あり)

○ 荻須智之委員長

ちょっと極端な例なんですけどね。

○ 森川 慎委員

人口をふやす、子育て世代とか子供たちに手厚くして行って、人口がそういうふやすという、これは一つで、それはそれで大切なんですけど、だけど、それ以上、それが追いつかんぐらいに今人が減って行っておるから、あくまでやっぱり人口は減っていくという前提のもとでいろいろ施策展開していかないといけないと私は思うんですよ。

○ 荻須智之委員長

現実的にということだね。

○ 森川 慎委員

現実的に5年や10年ぐらいでこれがぼんと改善して、出生率2.何%になってふえていくということは、当面は何十年と考えられないことで、そういう中で、市の施策が、例えば、経済的な政策であるとか、社会保障の政策であるとか、こういったところをどう、まちな姿をつくっていくか、デザインしていくかというのが今求められている、そういう時代に来ておると私は認識をしておるもので、人工中絶はあれやけど。

(発言する者あり)

○ 森川 慎委員

例えば人口減、成熟経済下での市のあり方とか、まちなあり方とか、難しく言うと。

○ 荻須智之委員長

それは今の時点では大前提なんですよ。今やっている施策は全部。

○ 森川 慎委員

そうやで、それも、例えば市庁内でこれが共有されておるかという、きっとそんなことはないと思って、あくまで人を呼び込んでいくとか、人をふやしていかなあかん、そうしやんとこの四日市市は没落していくという、そういう感覚でずっと市政運営というのは基本的にされていると思いますし、これまでもされてきたと。

○ 荻須智之委員長

右肩上がりだと思込んでおるということですね。

○ 森川 慎委員

そういう時代の変化とか現実をしっかりと認識しながら、どうやってソフトランニングさ

せていくかということが今求められているなど私は個人的には思うんですけど。

○ 竹野兼主委員

今言う、認識していないというよりは、少しでも減るスピードを落としたいというのが数字の中にずっと出てきていますよね。だから、本来、国が目指す、シミュレーションした部分のところについて、2040年までここやけど、それよりもこの上の状況のところにおりたいとかといって、きちっとしていないとかというのは違うと思うんですよね。

○ 森川 慎委員

していないというよりは、そういう考え方の前提のもとにいろんな政策展開をされていないんじゃないかなと私は感じるという話です。人が減っていく中で、例えばいろんな投資というの、それが適切なかどうかというのも十分に考えていかなあかんやろうし、これ以上企業をふやして、誘致していくというの、それが本当にこれから正しいのかどうかというのも正直わかりません。今現状の、しっかり認識した上でどうしていこうかという考え、それはいまだ、これまでずっと日本はこうやって、人口がふえて、経済が拡大してという時代をずっと経てきた中で、初めて人が減っていくという局面にあるんですから、いろんなこと、初めてのことをしていこう、していかなければならないということが今求められていると思いますから。

○ 萩須智之委員長

認識不足で施策に反映されていない……。

○ 森川 慎委員

その辺の考え方をがらっと変えていくような時代に来ていると、状況に来ていると私は認識をしています。

○ 豊田政典委員

森川さんの言うとおりで、四日市市役所は、50年先に向かって人口を減らないように人口を呼び込む政策を計画としてつくったわけですよ。森川さんの認識は認識でいいんですけど、あなたの認識なら総合計画は反対せなあかんと思うし、その意識を持ちながら四日

市市の施策を見るのはいいんですけど、それを所管事務調査にしたところでおもしろくないんですよ。だから、僕はあくまでも人口をもっとふやすべきだと思っているし、企業も誘致すべきだと、私はそういう考えなんです。だから、そのためにやっていることがとろくさいと思っているだけで、明石市に比べれば何にもインパクトがないし、効果が出ているわけがないなと思って。そっちのほうをむしろやりたいというのがもとの案で、人口増に向けて四日市市の発展についてどうあるべきかというようなことを掘り下げてみたいなという思いがある。

見ながら、考えを深めればいい。

○ 土井数馬委員

豊田委員が言うように、明石市は現実的にふやしてきておるわけやよね、少しずつでも。もう30万人、うちにも追いつくような施策をとっておるけれども。あそこでも言ったけど、やっぱりまちの体質が違うので一概には言えやんけれども、人口をふやしているところがあるのであれば研究して、やはり今言ったように、ふやしていくような政策をやっぱり考えていかないといかんのかなと私は思うので、こういった考え方で、テーマで進めていただく、結構じゃないかと思えますけれどもね。もうちょっと研究したいね、やっぱりふやしておるところなんかを。

以上です。

○ 萩須智之委員長

具体策が見えない中で、私が前々から思っているのは、日本は養子縁組とか里親という制度が物すごくキリスト教国に比べておくられているんです。養子を持っている方ってほとんどいないですよ。でも、アメリカ人って、私がつき合っている人らは、子供3人おるところへ台湾の高砂族の子供2人を引き取って養子にしていたりとか、そういうシステムがきちっとあるんですわ。韓国は性暴力が多いので、望まれない子供がようけ生まれるので、それを世界中に売っています、売っています、これは。それで、その子供たちを売りっ放しじゃなくて定期的に戻して、ずっと韓国人シンパとして育てているんです。ヨーロッパ各国に売っています。それぐらい国家戦略としてそういうことをやっているのを見ると、日本に抜けているのは、例えば今、児童虐待等で施設にみえる子供さんとか、人工妊娠中絶、圧倒的に多い国が日本なんですけど、それを救うことによって人口がふやせら

れるので、手っ取り早いのは、児童養護施設の子供たちの里親探しとかそういう形ででも、実子じゃなくても子供を育てる環境をつくってあげるということでやっている自治体は意外とないように思うんですね。明石市の市長はかなり意識を持っていますけど、実際やろうと思うと、これ、個人的なことなので非常に難しいんですけども、他国と比べて日本の劣るところはそれかなという認識は持っています。宗教上の違いもあるし、日本人の家族感というのはウエットなので、やっぱり血がつながっておらなあかんとか、いろいろ障壁はあるんですけど、よそがやっていないことでやろうと思ったら、やっぱりそれぐらいのことに切り込まないと一緒です、と思っています。

(発言する者あり)

○ 豊田政典委員

委員長の、そういう話は本番にやればいいんです。それよりも……。

○ 萩須智之委員長

そこへ持っていきたいんですけどね。

○ 豊田政典委員

やっていただきたいのは、今出された意見を整理して、次のテーマの流れをつくっていただきたいなど、正副で。それは……。

○ 萩須智之委員長

今のご意見をトータルすると。

○ 森川 慎委員

これ、まだそもそも継続なんですかね、2年間。

○ 萩須智之委員長

2年間継続の前提です。

○ 樋口博己委員

理事者に対して質疑するという前提じゃなくていいと思うんです、僕が思っているのは。政策推進部長なり、時には館副市長なり、政策のキーマンとなる人が来ていただいておっ、基本的には議員間討議で、資料はどうつくっていくんだという話があると思いますけど、それは、資料は、子育てなら担当の課に資料はつくっていただく中で、自由に議論していけばいいのかなと思うんですけれども。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

けど、今出していただいた意見を合計していくと、人口減はすぐ増には持っていけやんという大前提は確かにあって、その中で、だけど、豊田委員のように、やっぱり企業誘致をしたいということは、やっぱり労働人口をふやさないと、今、もうはっきり言って、全員仕事を持っていますので、四日市市、企業を持ってきても労働者はいないんですよ。やはり結局、三重県内の過疎地からまた奪ってくるということの繰り返しになっていくんですよね。果たして、まだここへ来てくれる企業があるのかと、国内で。外資なら別ですけどね。そこら辺をトータルで見ていくとなると、また振り出しに戻っていくんですかね。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

副委員長が決めます。

○ 豊田祥司副委員長

いや、決めることはあれで。ここに書いてもらった、やっぱり人口問題というのはそれぞれ思いがある中で、ふやしたほうがいいだろうという。行政としては、少なくとも現状維持はしていかないとあかんやろうという部分もあるとは思っているので、そういうところでは、根本的な人口に対しての勉強であったり、それに対する政策であったりというところで、シティプロモーションを一段落させた中で、人口問題のほうに移っていった上で、最終的にシティプロモーション、1年間やった中でどうやって、さらなる次の1年間の人口問題

の部分をごに乘せて発信していくのかというところでまとめていけるような感じになっ
ていくといいのかなとかと思ったりしているんですが。

○ 荻須智之委員長

わかりました。2年間でということですから、特別な議論がなかったら、岡参事官が言
っていただいたように、意外だったことに、女性のほうが学卒、東京志向が強いとか、そ
れをつなぎとめる施策とかというのは具体化できると思うんですよね。そういうのと、今
回の3市視察させてもらった中で、すごくたくさんいい事例があったので、例えば電通と
か博報堂から転籍してもらって役所におってもらうとか、すぐ使えるようなネタもあるの
で、それを具現化していくというのが2年目なのかなとは自分では思っていたんですけれ
ども、そういうのを絡めてお任せいただいてもよろしいですか。基本としては2年間でこ
れをやっていくということは、皆さん、全員一致ということでもよろしいでしょうか。

豊田委員、よろしいですか。気が変わったと言わんといてくださいね。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

じゃ、そういう方向で引き続き……。

○ 笹岡秀太郎委員

せっかく森川さんも、人口減の姿をやっぱり議論せないかんよという思いを持っていら
っしゃるみたいやから、それも排除せんと、そこも議論できるようにちよびつとは入れて
おいてやってください。

○ 荻須智之委員長

人口減の中で有効な施策を打てるかということですね。

○ 豊田祥司副委員長

適正人口とかそんな話ですよ。ふやしていくとか。

○ 森川 慎委員

適正じゃなくて……。

○ 萩須智之委員長

現実を見よと言われたら、減っておるんですわ。おっしゃるとおりなの、本当に。

(発言する者あり)

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、大前提として2年間のテーマということなんですが、反省点として、ちょっとシティプロモーションに振り過ぎていたということ、もう一度人口問題に焦点を戻して、1年間の調査研究の成果を、ある程度政策提言に持ち込めるような形に2年目は向けていきたいと思っておりますので、ご協力よろしく申し上げます。

あとは、今後の進め方ですが、これは事例分析と比較してそのまま、今の流れのままやっていくということなんですが、中間報告書の作成なんですが、後の事項にも上げてあるんですけれども、4常任委員会報告会が予定されております。原則として、所管事務調査報告書を資料として配付し、それに基づき調査の概要を報告することとなっております。現在、中長期のテーマでの所管事務調査は終結していないため、報告書についても作成していない状況ですが、4常任委員会報告会の資料としては、これまでの資料や質疑応答の概要、現在作成中の行政視察の報告書の抜粋等を組み合わせた簡単な中間報告書を作成しようかなと思っています。何もなしでは難しいもので、この点についてご意見はいかがでしょうか。

(なし)

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。承らせていただきます。

中間報告書は正副で作成いただき、後日、メール等でいいですかね、皆様に中身を確認していただきます。

それから、継続審査の申し出について、中長期テーマでの所管事務調査については、4月30日までを会期とする今定例会中には終了しないわけです。地方自治法では、会期中、議決に至らなかった事件は、次の会期に継続しないという会期不継続の原則があるため、これを閉会中も継続させていくためには、本会議において閉会中の継続調査を申し出た上、議決を得て、調査事件を継続させる必要があります。このため、この場で皆様のご同意をいただけましたら、本会議に閉会中の継続調査を申し出たいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

当委員会の中長期のテーマ、人口問題、シティプロモーションについて、閉会中の継続調査を申し出ることにご異議なしでしょうか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ご異議なしをいただきまして、ありがとうございます。

それでは、継続調査を申し出ます。

それから、休会中の所管事務調査なんですけど、コロナで先が見えないんですけども、議会報告会がなくなりまして、本来ですと、この報告会の市民意見のフィードバックについて確認する関係上、休会中に委員会の日程を確保しておりました。今回は、新型コロナウイルス対応の関係で、3月27日に予定されておりました議会報告会が見送りとなっておりますので、必ずしも現時点では休会中の委員会を開催する必要がないということなんですけど、所管事務調査を実施するかどうか、ご協議いただきます。どうでしょうか。

(発言する者あり)

○ 荻須智之委員長

あと2週間ぐらい様子を見ないと、1カ月で収束するのか、爆発していくのかがわから

ないので、けど、日程をとるなら今やという事務局ですが。

○ 土井数馬委員

日程だけ押さえておいて、コロナの状況もあろうかと思えますけれども、やはり1カ月以上あきますので、やるという方向でいって、あとは正副でまた決めていただくようあれでお願いしたいと思えます。

○ 萩須智之委員長

ありがとうございます。

では、休会中の所管事務調査はやる方向で。

日程って、候補日、もうありますか。

○ 笠井議会事務局主事

4月23日に4常任委員会報告会がございます。例えば、ここまでに報告を、委員会を開いて、ここで例えば、休会中の報告もするという形になるのであれば、それ以前の日程をとる必要があるかと思うんですけれども、ただ、会派視察等がかなり、ご予約されている会派さんもいらっしゃるというところで、実はこの間、代表者会議のほうで事務局のほうから、今後の議会日程の案という形で出させていただいております部分では、4月13日から17日というところは、一応、会派視察の枠という形で案のほうを出させていただいておりますという関係で、今のところ、こちらのほうでご希望いただいております会派さんも、今のところ、まだ希望を聞いていないところもあるんですけれども、今後、ひょっとしたら希望が出てくるのかなというところもございまして、今のところ、とりあえず4月の15、16、17日というところについては、視察のほうは、会派視察は入っていないんですが……。

入っておるのか。あかんです。

○ 萩須智之委員長

もう入っていますか。

○ 笠井議会事務局主事

公務のフリーだと16日、17日になるかなと思えます、今。

○ 荻須智之委員長

16日、17日。16日はいかがでしょうか。

4月16日、何曜日になりますか。

(発言する者あり)

○ 荻須智之委員長

木曜日。じゃ、午前10時からということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

予定します。

新型コロナの蔓延状況にもよりますけれども、一応、この日程を押さえさせていただきます。

○ 森川 慎委員

新型コロナの影響というのはどういうこと。開催自体できなくなる可能性がある、そういう意味。

○ 荻須智之委員長

全くわからんと言っていますよね。

(発言する者あり)

○ 荻須智之委員長

それで、地方自治法で決めがあるのでできないんですが、ネットの会議システムで何とか委員会だけでもできんかなと思うんですが、地方自治法で、1部屋で寄ってやらなあかんという規定があるみたいで、それが市の内規かな、地方自治法かなということで、ちょ

っと調べてくれとは言うてあるんですけど。

(発言する者あり)

○ 荻須智之委員長

はい。

テーマはどうさせていただきますよう。

4 常任委員会報告会、4 常任委員会まとめたの報告会って、23日、これやね。その次やね。

まず、すぐ23日、翌週の木曜日が4 常任委員会の報告会なので、それに向けての、先ほど申し上げました材料の確認、視察の報告書等なんですが、していただくのと、所管事務調査のテーマとしてはいかがでしょうか。

○ 豊田政典委員

23日に向けたこれまでのまとめと、それから、さっきずっと話し合いをしていた今後の調査内容の最終決定でいいんじゃないですか。正副から提案してもらって。

○ 笠井議会事務局主事

ごめんない、私から提案でいいのかわからないですが、先ほど豊田委員のほうからおっしゃっていただいたように、行政視察の、まだ3市のまとめというところが、今、正副委員長、おまとめいただくような段階でございます。それを、先ほど豊田委員おっしゃっていただいたように、まだ総括のほうで委員会の中で共有できていないというところもありますので、そういったところも基本的には議員間討議という形で4月16日に行ってくださいというところでいかがでしょうかという、ごめんなさい、ご提案で。

○ 荻須智之委員長

よろしいですか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

それまでにいっぱいネタを考えてきてくださいね。お願いします。

そうしましたら、所管事務調査、4月16日午前10時からということをお願いします。その次が翌週の4月23日、4常任委員会報告会となります。報告会においては、所管事務調査を実施した事項、当委員会では、中長期テーマに基づく人口問題、シティプロモーションについて、就職氷河期……。

(発言する者あり)

○ 荻須智之委員長

いや、もう一回確認です。世代の採用についての大きく2項目です。加えて、そのほか、委員会で1年間取り扱った事項の中で、全議員に報告が必要と判断した事項があれば、その概要を報告します。これも正副一任でよろしいですか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

特段報告事項がないかということでご確認しましたが、つくらせていただきます。

それから、年間白書でございます。議会運営委員会で決められた手順に従って、委員会の構成、委員会開催状況、委員長報告、予算決算分科会長報告、所管事務調査報告書、行政視察報告書、議会報告会の概要を内容として、正副委員長において作成させていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

では、そういう形で進めさせていただきます。

以上をもちまして、本日の審査内容に関して、予算の分科会長報告、一般議案の委員長報告について、正副にご一任いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 荻須智之委員長

ありがとうございます。

それでは、総務常任委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

14 : 38 閉議